

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画に記載する取組	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からこれまでの取組	令和４年度の取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
I	1	地域レベルの自殺対策の推進	(1) 県による市町村支援 ○自殺対策の推進に関する総合的な支援 ○「千葉県自殺対策推進センター」を設置し、各市町村の自殺対策担当への研修、市町村の自殺対策計画の策定支援や自殺対策の実施に必要な助言及び情報提供を行います。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		市町村ごとの統計情報や国・県・関係団体等の情報提供などを活用しながら市町村の自殺対策計画策定の支援を行った。	引き続き、市町村ごとの統計情報や国・県・関係団体等の情報提供などを活用しながら市町村の自殺対策計画策定の支援を行った。	D：ほぼ横ばい	計画未策定の自治体が3市町あるが、いずれの自治体も、5年度から6年度にかけて策定予定としている。	計画未策定3市町に対して、継続的に策定支援を行っている。	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
I	1	地域レベルの自殺対策の推進	(1) 県による市町村支援 ○対人援助技術等に関する技術的支援 ○千葉県自殺対策推進センターと協力し、市町村等の対人援助窓口職員に対する技術向上のための研修等を実施します。	健康福祉部	精神保健福祉センター		自殺対策相談支援者研修会として、年1～3回程、市町村等の対人援助窓口職員に対する技術向上のための研修を実施してきた。また、講師派遣、市町村の自殺対策協議会への出席等を実施した。	「自殺リスクの理解と対応」をテーマとして、市町村、県保健所、中核地域生活支援センター、基幹相談支援センターの職員等を対象に研修会を開催し、45名が参加した。	A：ほぼ達成	自殺対策相談支援者研修会の中で、さらに目的や対象を明確にし、必要な課題をテーマとして、引き続き人材の育成に努めている。	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
I	1	地域レベルの自殺対策の推進	(1) 県による市町村支援 ○統計情報等に関する技術的支援 ○各種統計情報の活用に関する技術的な支援を行います。	健康福祉部	衛生研究所		毎年、県及び市町村自殺対策計画の評価指標として貢献するため、県及び各市町村の年齢調整死亡率、標準化死亡比（SMR）及び標準化死亡比の経験的ペイズ推定値（EBSMR）の算出を行った。	県及び市町村自殺対策計画の評価指標として貢献するため、県及び各市町村の年齢調整死亡率、標準化死亡比（SMR）及び標準化死亡比の経験的ペイズ推定値（EBSMR）の算出を行った。	A：ほぼ達成	特になし	継続	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
I	2	統計資料を活用した自殺対策の推進	(1) 県による統計資料の活用・市町村へのデータ提供	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		警察庁や厚生労働省をもとに県衛生研究所が整理し取りまとめた自殺の統計・分析結果を共有した。	引き続き警察庁や厚生労働省をもとに県衛生研究所が整理し取りまとめた自殺の統計・分析結果を共有した。	A：ほぼ達成	特になし	継続	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
I	2	統計資料を活用した自殺対策の推進	(1) 県による統計資料の活用・市町村へのデータ提供		県警本部	生活安全総務課	統計資料の情報提供	統計資料を提供することで県施策の参考になっている。	A：ほぼ達成	課題なし	統計資料の情報提供	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
I	2	統計資料を活用した自殺対策の推進	(1) 県による統計資料の活用・市町村へのデータ提供	健康福祉部	衛生研究所		毎年、人口動態統計や警察統計などの自殺関連統計情報をまとめ、県警から提供を受けた自殺統計原票データを分析し、「千葉県における自殺の統計」を作成した。	人口動態統計や警察統計などの自殺関連統計情報をまとめ、県警から提供を受けた自殺統計原票データを分析し、「千葉県における自殺の統計」を作成した。	A：ほぼ達成	特になし	継続	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(1) 自殺対策の連携調整を担う中心人材の養成	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		市町村等に対する担当者会議を行い、自殺対策に係る情報提供等を行い、知識の涵養を図った。	引き続き、市町村等に対する担当者会議を行い、自殺対策に係る情報提供等を行い、知識の涵養を図った。	A：ほぼ達成	特になし	継続	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(2) 相談窓口スタッフの支援技術向上	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		市町村等の担当者向けに、外部講師による講演を行い、資質の向上を図った。	引き続き、市町村等の担当者向けに、外部講師による講演を行い、資質の向上を図った。	A：ほぼ達成	特になし	継続	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(2) 相談窓口スタッフの支援技術向上	健康福祉部	精神保健福祉センター		健康福祉センター、市町村、医療機関、中核地域生活支援センター、基幹相談支援センター等の相談支援に当たるスタッフを対象に研修を実施した。	「自殺リスクの理解と対応」をテーマとして、市町村、県保健所、中核地域生活支援センター、基幹相談支援センターの職員等を対象に研修会を開催し、45名が参加した。	A：ほぼ達成	自殺対策相談支援者研修会の中で、さらに目的や対象を明確にし、必要な課題をテーマとして、引き続き人材の育成に努めている。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(3) 民間団体等の人材育成	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		精神保健福祉センターにて実施	引き続き、精神保健福祉センターにて実施	A：ほぼ達成	特になし	継続	10. 民間団体との連携を強化する
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(3) 民間団体等の人材育成	健康福祉部	健康福祉指導課		24時間電話相談事業に従事するボランティア電話相談員の養成及び資質向上のために行う研修に要する費用について、補助金を交付した。	24時間電話相談事業に従事するボランティア電話相談員の養成及び資質向上のために行う研修に要する費用について補助を実施。 R4実績額（見込み）：1,023,940円	A：ほぼ達成	課題等なし	引き続き、24時間電話相談事業に従事するボランティア電話相談員の養成及び資質向上のため、補助を実施する。	10. 民間団体との連携を強化する
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(3) 民間団体等の人材育成	健康福祉部	精神保健福祉センター		自殺対策相談支援者研修会において、民間団体の職員も対象に研修会を実施。	「自殺リスクの理解と対応」をテーマとして、市町村、県保健所、中核地域生活支援センター、基幹相談支援センターの職員等を対象に研修会を開催し、45名が参加した。	A：ほぼ達成	自殺対策相談支援者研修会の中で、さらに目的や対象を明確にし、必要な課題をテーマとして、引き続き人材の育成に努めている。	10. 民間団体との連携を強化する	10. 民間団体との連携を強化する
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(3) 民間団体等の人材育成	関係団体	千葉県民生委員児童委員協議会（健康福祉指導課）		民生委員児童委員の資質向上を目的とした研修会において、地域の見守り活動における民生委員児童委員の相談支援者としての役割を周知した。	地域の見守り活動における民生委員児童委員の相談支援者としての役割を周知できた。	A：ほぼ達成	特になし	研修会の実施を通じて、引き続き、地域の見守り活動における役割を周知し、民生委員児童委員の資質の向上に努めている。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(3) 民間団体等の人材育成	健康福祉部	医療整備課		看護職員の資質向上を図る研修及び講習会を開催した。	新人看護職員研修、教育担当看護職員研修、実習指導者講習会、看護教員養成講習会を開催した。	A：ほぼ達成	参加者の確保	引き続き、新人看護職員研修、教育担当看護職員研修、実習指導者講習会、看護教員養成講習会を開催していく。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(3) 民間団体等の人材育成	関係団体	千葉県看護協会		実施 「職場適応を支えるメンタルヘルス」（平成30年度） 「看護師のストレスマネジメント～アンガーマネジメントの視点を取り入れて～」（平成30～31年度） 「ヘルシーワークブレイス（健康で安全な職場）について学ぼう」（平成31・令和2～3年度） 「職場適応を支えるメンタルヘルス～うつ・発達障害の基本的知識とその対応～」（令和2～3年度） 中止 「職場適応を支えるメンタルヘルス」（令和元年度） 「看護師のストレスマネジメント～アンガーマネジメントの視点を取り入れて～」（令和2年度）	(1)「ヘルシーワークブレイス（健康で安全な職場）について学ぼう」（令和5年2月16日 web開催 19名受講） (2)「職場適応を支えるメンタルヘルス～うつ・発達障害の基本的知識とその対応」（令和4年8月29日 web開催 29名受講） (3)「看護職のストレスマネジメント～アンガーマネジメントの視点を取り入れて～」（令和4年6月27日 web開催 60名受講） (4)「ハラスメントのない職場環境を目指して」（令和4年12月5日 web開催 37名受講） (5)「周産期のメンタルヘルスケア」（令和4年12月12日 web開催 10名受講）	D：ほぼ横ばい	・幅広く人材を育成するために研修受講者を増やしていく必要がある。 コロナ禍でも研修を受講しやすいようにWeb研修で企画・実施したが、ヘルシーワークブレイスや職場適応のメンタルヘルスの研修の受講者はR3年度に比べて若干の増加に留まった。看護管理者対象のメンタルヘルス研修を継続するとともに、看護職が個々に心のセルフケアを行いながらも職場環境を考えられるように研修内容や研修名を見直した。 コロナ禍で中止していた研修をWeb開催とし、受講者増に繋がったので継続していく。	R5年度は、研修企画を継続する (1)「ヘルシーワークブレイス（健康で安全な職場）～私にできること～」（令和6年2月1日 定員100名） (2)「メンタルヘルス不調のラインケア～看護管理者の役割～」（令和5年9月29日 定員100名） (3)「アンガーマネジメントのコツを知ってストレス対策」（令和5年6月29日 定員100名） (4)「ハラスメントのない職場環境を目指して」（令和6年1月26日 定員100名） (5)「周産期のメンタルヘルスケア」（令和5年12月4日 定員30名）	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(3) 民間団体等の人材育成	関係団体	千葉いのちの電話	II 3	自死遺族支援事業の啓発のため、一般県民を対象とした公開講演会、遺族を対象とした小規模講演会を毎年開催。相談員の新規養成と継続研修の実施。	講師柳川真諦氏により公開講演会（於柏市）、講師森美加氏による自死遺族対象講演会（於印旛合同庁舎）を実施。相談員研修は9回実施、新規相談員1名認定。	A：ほぼ達成	直近の活動への参加者は増えてきているが、まだPR不足がある。	ホームページの拡充、行政への告知協力依頼等を積極的に行う	9. 遺された人への支援を充実する
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(4) スタッフの心のケア	健康福祉部	精神保健福祉センター		自殺対策相談支援者研修会の中で平成30年度「援助者のセルフケア」令和元年度「支援者のこころのケア」をテーマに講演を行った。	自殺対策相談支援者研修会の中で、支援者側のケアとして、支援者自身が自分自身に優しく接することや、チーム支援を行うこと、安全安心感の中で支援が行われることが重要等の講演を行った。	A：ほぼ達成	自殺対策相談支援者研修会の中で、さらに目的や対象を明確にし、必要な課題をテーマとして、引き続き人材の育成に努めている。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(4) スタッフの心のケア	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		精神保健福祉センターにて実施	引き続き、精神保健福祉センターにて実施	A：ほぼ達成	特になし	継続	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
I	3	自殺対策に係る人材の養成	(5) 自殺対策の策定を担うスタッフの技術研修	健康福祉部	衛生研究所		毎年、県の本庁及び出先機関の担当職員、並びに保健所設置市の担当職員を対象に、「健康疫学コース」新任者研修を3日間開催した。	県の本庁及び出先機関の担当職員、並びに保健所設置市の担当職員を対象に、9月から11月にかけて「健康疫学コース」新任者研修を3日間開催した。	A：ほぼ達成	特になし	継続	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

事業実施に当たり設定した目標等の達成状況を6段階で自己評価（カッコ内は、比率計算できる場合）
A：ほぼ達成（80%以上： $80 \leq n \leq 100$ ）
（又は、達成）
B：概ね改善（40%以上： $40 \leq n < 80$ ）
C：やや改善（5%以上： $5 \leq n < 40$ ）
D：ほぼ横ばい（▲5%以上： $-5 \leq n < 5$ ）
（又は、大きな変化なし）
E：改善が望まれる（▲5%未満： $n < -5$ ）
F：未評価（事業未実施等）

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和4年度の取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(1) 悩みを抱えたときの相談先の周知	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		「あなたのこころ元気ですか？」を作成し、市町村、医療機関、民間団体に配付した。また、相談先情報のホームページへの掲載、検索運動型広告を活用した表示機会の向上を図った。そのほか、街頭キャンペーン用啓発物品を配付した。	引き続き、「あなたのこころ元気ですか？」の配付を行った。また、相談先情報のホームページへの掲載、検索運動型広告を活用した表示機会の向上を図った。そのほか、街頭キャンペーン用啓発物品を配付した。	A：ほぼ達成	対象となりうる、悩みを抱えた方々の属性は幅広く、限られた周知方法、限られた予算の中であっても、一層の周知を図っていく必要がある。	引き続き、小冊子配布やホームページへの掲載、検索運動型広告の活用、県公式SNSによる情報発信に取り組んでいく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(1) 悩みを抱えたときの相談先の周知	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		相談先情報のホームページへの掲載、検索運動型広告を活用した表示機会の向上を図った。また、県広報部門から、SNS（県公式ツイッター）による相談窓口の周知を行っている。	また、相談先情報のホームページへの掲載、検索運動型広告を活用した表示機会の向上を図った。また、県広報部門から、SNS（県公式ツイッター）による相談窓口の周知を行っている。	A：ほぼ達成	若年層の中でも、年齢、性別、職業等、悩みを抱えた方々の属性は幅広く、限られた周知方法、限られた予算の中であっても、一層の周知を図っていく必要がある。	引き続き、ホームページへの掲載、検索運動型広告の活用、県公式SNSによる情報発信に取り組んでいく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(1) 悩みを抱えたときの相談先の周知	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		連休明けや長期休暇シーズン明け、自殺予防週間、自殺対策強化月間等の時期に、SNS（県公式ツイッター）による相談窓口の周知を行った。広報紙、ラジオCM、ランドマークのライトアップによる周知・啓発を行った。	引き続き、連休明けや長期休暇シーズン明け、自殺予防週間、自殺対策強化月間等の時期に、SNS（県公式ツイッター）による相談窓口の周知を行った。広報紙、ラジオCM、ランドマークのライトアップによる周知・啓発を行った。	A：ほぼ達成	対象となりうる、悩みを抱えた方々の属性は幅広く、限られた周知方法、限られた予算の中であっても、一層の周知を図っていく必要がある。	引き続き、時期に応じて、各種媒体を活用した周知・啓発を行っている。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	健康福祉部	健康づくり支援課（健康ちば推進班）		県ホームページに「健康づくりのための睡眠指針2014」について掲載し、啓発活動を継続している。	・県ホームページに「健康づくりのための睡眠指針2014」について掲載。 ・雇用労働課メルマガ掲載（世界睡眠デー）	C：やや改善	健康ちば21（第2次）で生活習慣の改善推進6分野（休息）について、従来の普及啓発による1次予防的な施策に追加し、目標達成のための新たな施策を検討する。	健康日本21（第2次）評価後、課題となった①睡眠による休養を十分とれていない者の減少②過労働時間60時間以上の雇用の割合の減少について、健康ちば21において検討した新たな施策を検討する。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	児童生徒安全課		各学校が児童生徒への指導に生かせるよう、平成30年に県独自の「SOSの出し方教育」の指導資料を作成した。それらを活用し、県立学校及び公立小中学校に対し、児童生徒に対する「SOSの出し方教育」の実施について依頼している。	年度初めだけでなく、長期休業前後など、子どもたちがストレスを抱えやすい時期に、「SOSの出し方教育」を推進して、子どもたちが安心して悩みを相談できる環境づくりに努めた。また、高校生を対象としたICTを活用したWEB上でのストレスチェックを、千葉大学と共同で実施し、いじめ、不登校、自殺につながる生徒のメンタル不調を早期発見し、重大な事態の未然防止につなげた。	A：ほぼ達成	・SOSの出し方に関する教育は、4月中及び長期休業前など必要に応じて実施するように依頼している。児童生徒が安心して悩み等を相談できるよう、今後も学校の相談体制充実を図る必要がある。 ・ICTを活用したWEB上でのストレスチェックについて、実施方法を簡素化し、更なる活用に努める必要がある。	今後もいじめ防止啓発強化月間について、通知を発出する。また、令和5年度も高校生を対象としたICTを活用したWEB上でのストレスチェックを、千葉大学と共同で実施し、課題については、改善し、重大な事態の未然防止につなげる。	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	児童生徒安全課		「いのちを大切に」に関するキャンペーンを充実させ、児童生徒の自己肯定感を高める取組を行うとともに、公立小・中・高・特別支援学校の管理職を対象に「児童生徒の自殺予防対策研修会」を開催するとともに、文部科学省主催の「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」（平成30年度は千葉県開催）への参加を関係職員に広く周知し、自殺予防に係る資質向上を図っている。	・各学校において「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、一学期中を強化期間として、各学校が実態に応じ適切な時期に実施するよう促した。 ・SOSの出し方に関する教育の県独自資料にCSやSWへの相談を促す等の内容を追加し、子サポのHPに掲載した。	A：ほぼ達成	・SOSの出し方に関する教育は、4月中及び長期休業前など必要に応じて実施するように依頼している。児童生徒が安心して悩み等を相談できるよう、今後も学校の相談体制充実を図る必要がある。	・いのちを大切に」に関するキャンペーンは、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で周知に努める。 ・SOSの出し方に関する教育を、県が作成した資料等を活用し、いのちを大切に」するキャンペーン内で、4月中に必ず実施することと併せて適切な時期に実施するよう各校へ依頼していく。	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	学習指導課		特色ある道徳教育推進校における研究事業としてH30は1年指定で31校、R1からR2は18校、R3からR4は17校の推進校を幼稚園、小中高等学校、特別支援学校から指定している。指定された推進校では、道徳教育主題である「『いのち』のつながりと輝き」の視点を基に、授業公開を通して自他のいのちについて考えていく活動を推進している。	令和3年度から令和4年度の2年間、継続して特色ある道徳教育推進校を17校指定し、県道徳教育主題である「『いのち』のつながりと輝き」の視点を基に、全推進校で公開研究会を実施した。それぞれの学校で発達段階に応じ「いのち」のつながりについて考えを深める研究実践を行った。また、この実践を実践事例集DVD「心豊かに」にまとめ、すべての学校・園に配付した。	A：ほぼ達成	特色ある道徳教育推進校による研究実践を県内の幼小中高特支に広め、千葉県の道徳教育の主題である「『いのち』のつながりと輝き」を基にした道徳教育の充実を一層図っていくことが必要である。	令和4年度に発行した実践事例集DVD「心豊かに」について、道徳教育推進教師研修会や学校訪問等で紹介し、各学校で効果的に活用するよう促していく。また、千葉県版道徳教育アーカイブを開設し、「『いのち』のつながりと輝き」の視点を基にした道徳教育の一層の推進を図っていく。	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	保健体育課		養護教諭を対象とした保健室健康相談研修会等で、専門的知識からの講演及び事例研究協議を実施し、事前予防や早期対応に関する養護教諭の能力向上を図っている。	保健室健康相談研修会を開催し、普及啓発を行った。受講者のアンケートでは、98%以上が参考になったと回答している。	A：ほぼ達成	児童生徒の喫煙の健康課題に沿った研修になるよう講師や研修内容の検討をしている。	今後も養護教諭対象に保健室健康相談研修会を実施し、保健室における相談活動の知識や技術の向上を図っていく。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	保健体育課	Ⅲ6	養護教諭を対象とした保健室健康相談研修会等で、早期発見、早期対応に関する養護教諭の能力向上を図っている。県内新任管理職や県立学校各1名のメンターに対して、研修会を開催し、メンタルヘルスへの理解向上に取り組んでいる。	保健室健康相談研修会では、98%以上が参考になったと回答している。メンタルヘルス研修会では96%、メンター研修会では100%が参考になったと回答している。	A：ほぼ達成	児童生徒が相談しやすい環境整備等に関する研修やメンタルヘルス等に関する研修内容をさらに検討していく必要がある。	今後も管理職や養護教諭対象の研修会をとおして、意識向上を図るとともに、知識や技術の向上を図っていく。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	児童生徒安全課	Ⅲ6	「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」を開催し、自殺予防教育に対する理解を深め、関係職員の指導力向上を図っている。また、管理職を対象に「児童生徒の自殺予防対策研修会」を開催するとともに、文部科学省主催の「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」への参加を関係職員に広く周知し、自殺予防に係る資質向上を図っている。	・「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」を開催し、自殺予防教育及び児童生徒の自殺が起きた際の対応について理解を深め、関係職員の指導力向上を図った。 ・管理職を対象に「管理職資質向上研修」を開催し、SOSの出し方教育の取組や相談窓口の周知等、自殺予防教育の推進を図った。 ・文部科学省主催の「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」への参加を関係職員に広く周知し、自殺予防に係る資質向上を図った。	A：ほぼ達成	・生徒指導担当・専任指導主事及び管理職だけでなく、日頃から児童生徒と接している教職員への研修の充実を図る必要がある。	・「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」と「管理職資質向上研修」を開催し、教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図る。 ・管理職や養護教諭、生徒指導担当教員を対象にした研修会で、NPO法人メンタルヘルスケア協会副理事長を講師として招聘し、「子どものSOSに気が付くためには」と題した講話を実施し資質の向上を図る。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	保健体育課		養護教諭を対象とした保健室健康相談研修会等で、早期発見、早期対応に関する養護教諭の能力向上を図っている。	保健室健康相談研修会を開催し、普及啓発を行った。受講者のアンケートでは、98%以上が参考になったと回答している。	A：ほぼ達成	児童生徒の喫煙の健康課題に沿った研修になるよう講師や研修内容の検討をしている。	今後も養護教諭対象に保健室健康相談研修会を実施し、保健室における相談活動の知識や技術の向上を図っていく。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	保健体育課		メンタルヘルス研修会（県内新任管理職向け）やメンター研修会（県立学校各1名の監督研修）を開催し、メンタルヘルスへの理解向上に取り組んでいる。メンタルヘルス啓発資料を全職員に配付し、メンタルヘルスへの意識向上に取り組んでいる。	メンタルヘルス研修会とメンター研修会は、オンデマンド配信により開催し、受講者のアンケートでは96%以上が参考になったと回答しており、メンタルヘルスへの意識向上の一助となることができた。	A：ほぼ達成	専門的見地からの講演会を継続するにあたり、オンデマンド研修会だと内容に制限もあることから、内容によって集合研修とオンデマンドを活用できるよう検討していく。	今後も教職員等に対する普及啓発等の実施し、メンタルヘルスに関する理解を促し、意識の向上を図っていく。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	生涯学習課		すべての子どもを対象に、安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、放課後や土曜日に余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行うなど、放課後子供教室の取組を推進します。	放課後や土曜日に学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、多様な文化活動、交流活動等に取り組む「放課後子供教室」を、37市町292校331教室で実施した。	B：概ね改善	・放課後児童クラブとの一体的または連携した実施の推進 ・コーディネーターやスタッフ等人材の確保と育成	引き続き、放課後子供教室の設置推進を図るとともに、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの一体的又は連携した取組の推進を図る。 経験豊富な講師の講演や好事例の紹介、実際の取組の参観等の実践的な研修の開催を通じて、コーディネーター及びスタッフの人材確保及び資質向上を図る。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	健康福祉部	子育て支援課		子ども・子育て支援交付金が適用される支援単位に対して補助を実施。	子ども・子育て支援交付金が適用される支援単位数：54市町村1,626支援単位（実績ベース）	F：未評価	特になし	子ども・子育て支援交付金が適用される支援単位に対して引き続き補助を実施。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	健康福祉部	高齢者福祉課		①高齢者が孤立することのないよう、民間事業者との協定締結等を実施し、「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発を図る。 ②元気高齢者の活躍サポート事業により、高齢者の生活支援の担い手の指導者養成等を行う。（令和2年度で事業終了）	協定を締結している民間事業者と連携し、高齢者が孤立することのないよう、「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発に努め、高齢者の見守り体制づくりを進めた。また、令和5年3月に高齢者孤立化防止に係る県民向け講演会を開催した。	B：概ね改善	高齢者が新型コロナウイルス感染症などへの不安から、過剰に活動自粛をすることにより、将来的に大きな健康リスクにつながることもあるため、活動を促す働きかけが必要。	高齢者の健康保持と併せて、工夫した活動の事例を紹介するなど、引き続き、高齢者の孤立化防止の普及啓発を図る。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(2) 心の健康づくりの推進	教育庁	生涯学習課		公民館等が実施する講座を奨励・表彰し、その活動の充実を図る取組である「ちば講座アワード」（R1～） 公民館等の職員を対象とし、それぞれの取組を情報交換することでその資質向上を図る。「千葉県生涯学習・社会教育オンライン情報交換会」（R2～） 県内5か所の市町村公民館等の社会教育施設にて、障害者を対象とした講座の立ち上げ支援や市町村社会教育関係課職員等を対象とした研修会等を実施する「学校卒業後における障害者の学びの支援事業」（R3～）	公民館等が実施する講座を奨励・表彰し、その活動の充実を図る取組である「ちば講座アワード」を、実施し、22講座のエントリーと11講座の表彰があった。 公民館等の職員を対象とし、それぞれの取組を情報交換することでその資質向上を図る「千葉県生涯学習・社会教育オンライン情報交換会」を実施し、27名の参加があった。 県内5か所の市町村公民館にて、計5講座の障害者を対象とした講座の立ち上げ支援を行った。また、市町村社会教育関係課職員等を対象とした、研修会を1回実施し、14名の参加があった。	F：未評価	公民館等の役割は、社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子どもの居場所等、様々な役割が求められており、公民館等の取組の充実が必要。	公民館等職員の資質を高め、地域における学習の充実を図るため、県内各地の優れた事例等について表彰による奨励や情報提供、関係者がノウハウを共有する機会等の充実を図る。 社会的包摂の観点から、障害者等の社会への参加を保障するための様々な学習機会が全県に広がるよう、市町村での実施を見据え、適した学習方法の開発や、公民館等における講座の開講支援等を実施する。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和4年度の取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	(参考)自殺総合対策大綱における重点施策	
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(3) 自殺の手段に対するアクセス制限等	医薬品等の規制 ○向精神薬や毒物・劇物など、取扱いに注意を要する薬品について、麻薬及び向精神薬取締法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律や毒物及び劇物取締法など各種法令を遵守するよう周知するとともに、監視指導を実施します。	健康福祉部	薬務課		薬局等の関係施設への立入検査等の際に、麻薬や向精神薬、毒物及び劇物等の譲渡を含めた適正な管理について指導した。	新型コロナウイルス感染症の発生を受け、薬局等への立入検査は縮小したため、機会を見つけ、適宜、関係施設に対し適正管理等について指導を行った。	D：ほぼ横ばい	監視件数の向上に加え、より効率的な周知啓発方法を検討する必要がある。	引き続き関係法令を遵守するよう周知、啓発を図るとともに、監視指導を実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(3) 自殺の手段に対するアクセス制限等	報道機関に対する手引き等の周知 ○自殺に関する報道のあり方については、世界保健機関(WHO)から「自殺予防～メディア関係者のための手引き～」が示されており、その周知に努めます。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		厚生労働省からメディア関係者に向けた「自殺に関する報道にあたってのお願い」ページにより、報道関係者へ周知されている。	引き続き、厚生労働省からメディア関係者へ向けた「自殺に関する報道にあたってのお願い」ページにより、報道関係者へ周知されている。	A：ほぼ達成	実際の自殺関連の各種記事は、配慮がなされており、相談先情報も掲載があり、適切に報道されている。	自殺対策関連報道を引き続き注視していく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(3) 自殺の手段に対するアクセス制限等	インターネット上の自殺関連情報対策の推進 ○県内のプロバイダー事業者で構成する「千葉県インターネット防犯連絡協議会」の活動を促進していきます。	県警本部	サイバー犯罪対策課		千葉県インターネット防犯連絡協議会を通じてインターネットの適正かつ安全な利用について広報啓発を実施した。	千葉県インターネット防犯連絡協議会総会において活動方針を審議した。大型商業施設、スポーツ施設の大型スクリーンを利用した広報啓発を実施した。	D：ほぼ横ばい	千葉県インターネット防犯連絡協議会は、ケーブルテレビ事業者とプロバイダ事業者が混在しており、業務内容の異なる両事業者の得意分野を生かすことのできる協力体制について検討している。	千葉県インターネット防犯連絡協議会と連携した、「インターネットの適正かつ安全な利用について」の効果的な広報啓発を検討し実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(3) 自殺の手段に対するアクセス制限等	インターネット上の自殺関連情報対策の推進 ○ネット安全教室を通じ、フィルタリングソフトの普及促進、インターネット利用のモラルとマナーについて、広報啓発を実施します。	県警本部	サイバー犯罪対策課		ネット安全教室を開催して、あらゆる世代に対してインターネット利用上のモラルやマナーを広報啓発するとともに、フィルタリングの利用を呼びかけた。	児童生徒を中心に教職員や保護者に対してネット安全教室を実施した。実施数については、コロナ禍前の水準には至っていないが、前年度と比較して増加傾向であった。内容についてはデジタルタトゥー、フィルタリングを含むペアレンタルコントロールなども追加した。	C：やや改善	インターネット利用の低年齢化に伴い、児童生徒等への講話内容等を検討し、実施する。	ネット安全教室を通じてインターネット利用上のモラルやマナーの広報啓発を推進する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	1	心の健康づくりなど一次予防の取組	(3) 自殺の手段に対するアクセス制限等	インターネット上の自殺関連情報対策の推進 ○自殺予告事案の通報を認知した場合は、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に基づいて迅速、的確な対応を実施します。	県警本部	サイバー犯罪対策課		自殺予告事案を認知した場合、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に基づき、迅速かつ的確な対応を図った。	インターネットホットラインセンターの民間委託に伴い監視体制が拡充され、インターネット上の自殺企図者の通報数が増加した。	C：やや改善	通報件数の増加に伴い、迅速に初動対応できる職員の態勢確保が必要である。	自殺予告事案を認知した場合、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に基づき、迅速かつ的確に対応する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(1) 総合的な相談窓口等の設置	総合的な相談窓口 ○総合的な相談窓口において、臨床心理士により相談を行います。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		千葉県公認心理師協会によるこころの電話相談を県補助事業として実施した。	引き続き、千葉県公認心理師協会によるこころの電話相談を県補助事業として実施した。	A：ほぼ達成	特になし	継続的に実施	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(1) 総合的な相談窓口等の設置	相談窓口の連携強化 ○各種相談窓口の充実、整備を図るとともに、相談機関同士の情報共有や連携体制の強化を推進します。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		精神保健福祉センター実施の自殺対策相談支援者研修会のグループワーク等を通じて、関係機関担当者間での情報交換、相互理解による連携強化を図った。	引き続き、精神保健福祉センター実施の自殺対策相談支援者研修会のグループワーク等を通じて、関係機関担当者間での情報交換、相互理解による連携強化を図った。	A：ほぼ達成	特になし	継続的に実施	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(1) 総合的な相談窓口等の設置	ホットラインによる傾聴 ○「いのちの電話」を開設し、24時間365日体制で一人ひとりの気持ちに寄り添い傾聴します。	関係団体	千葉いのちの電話		平成30、31年度は送受信が17千件を超えましたが、コロナ禍の令和2年度10,767件まで落ちました。高齢の相談員が大事を取り活動参加不可能となったため相談時間の縮小を余儀なくされたためです。	相談時間は7:30～21:30で開始、8月から24時間対応（週2回）まで拡大した。受信総数はほぼコロナ前と同水準の16,093件に達した。	C：やや改善	相談員の高齢化、減少はこの数年の最大の課題。新規のボランティア募集をいかに効果を高めるか知恵を絞りたい。	相談者は40代から60代に偏っており、今後若年層の声を拾えるよう事業内容の見直しも検討したい。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(2) 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ	自殺未遂者支援の拠点となる医療機関の整備 ○救急医療機関に搬送された自殺未遂者に継続的に支援するほか、自殺未遂者へ適切なケアを行う医療機関を整備することにより、地域の自殺未遂者支援の対応力向上を図ります。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		県救急医療センターに搬送された自殺未遂者に対し、臨床心理士等の派遣による心理的ケアや社会復帰に向けた支援を実施内容とする医療機関との連携のモデル事業を県で実施。令和3年度から業務委託により実施。	引き続き、業務委託により実施。	A：ほぼ達成	支援依頼が増加した場合に、受託者が対応できなくなる可能性がある。	継続的に実施	8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(2) 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ	自殺未遂者支援の拠点となる医療機関の整備 ○救急医療機関に搬送された自殺未遂者に継続的に支援するほか、自殺未遂者へ適切なケアを行う医療機関を整備することにより、地域の自殺未遂者支援の対応力向上を図ります。	病院局	経営管理課		千葉県精神科医療センターでは、保健所や救急隊等から精神的な問題を抱える方（自殺未遂含む）についての相談を24時間体制で受け、精神科受診の支援をした。	千葉県精神科救急医療システムの情報センターとして、保健所等から精神的な問題を抱える方（自殺未遂含む）についての相談を受け、精神科受診を支援した。	A：ほぼ達成	なし	令和5年度に病院の移転を控えており、その時に途切れない医療体制を確保し、引き続き保健所等からの相談への対応、支援に努めてまいりたい。	8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(2) 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ	救急医療機関における精神科医等による診療体制等の充実 ○自殺未遂者について、救急医療機関においては、精神科リエゾンチームによる診療や精神科医療機関との連携体制を整備します。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		県救急医療センターに搬送された自殺未遂者に対し、臨床心理士等の派遣による心理的ケアや社会復帰に向けた支援を実施内容とする医療機関との連携のモデル事業を県で実施。令和3年度から業務委託により実施。	引き続き、業務委託により実施。	A：ほぼ達成	支援依頼が増加した場合に、受託者が対応できなくなる可能性がある。	継続的に実施	8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(2) 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ	救急医療機関における精神科医等による診療体制等の充実 ○自殺未遂者について、救急医療機関においては、精神科リエゾンチームによる診療や精神科医療機関との連携体制を整備します。	健康福祉部	障害者福祉推進課		精神科救急医療システムにより、迅速な診察の実施等に必要な精神科医療機関の連携体制を整備した。	東葛北部B圏域に基幹病院を新たに指定するなど精神科救急医療システムを拡充させた。迅速な診察の実施等に必要な精神科医療機関の連携体制を整備した。	F：未評価	精神科救急医療施設の拡充。	精神科救急医療施設の拡充。	8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(2) 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ	救急医療機関における精神科医等による診療体制等の充実 ○自殺未遂者について、救急医療機関においては、精神科リエゾンチームによる診療や精神科医療機関との連携体制を整備します。	病院局	経営管理課		千葉県救急医療センターを受診した自殺未遂患者について、両病院で協力し治療を行う。	千葉県救急医療センターを受診した自殺未遂患者について、救急医療センターの精神科医と精神科医療センターの医師が協働して治療に当たり、精神科治療を要する患者は精神科医療センターでの入院や外来治療を行った。	A：ほぼ達成	なし	令和5年度に千葉県救急医療センター、精神保健福祉センターと同じ建物に移転する予定である。それに合わせて、これまで以上に連携を強めていく。	8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
Ⅱ	2	自殺の危機に対応する二次予防の取組	(2) 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ	医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援 ○医療機関と関係機関・関係団体が自殺未遂者への支援を連携して行います。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		県救急医療センターに搬送された自殺未遂者に対し、臨床心理士等の派遣による心理的ケアや社会復帰に向けた支援を実施内容とする医療機関との連携のモデル事業を県で実施。令和3年度から業務委託により実施。	引き続き、業務委託により実施。	A：ほぼ達成	支援依頼が増加した場合に、受託者が対応できなくなる可能性がある。	継続的に実施	8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
Ⅱ	3	遺された人への支援		遺族のための各種相談窓口等の周知 ○遺族のための各種相談窓口等を紹介した自死遺族向けのパンフレット等を作成し、遺族と接する機会が多い医療機関や市町村の戸籍窓口等での配布を促進します。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		県ホームページに、千葉いのちの電話で実施の自死遺族支援「わかちあいの会」について掲載し、周知を図っている。	引き続き、県ホームページに、千葉いのちの電話で実施の自死遺族支援「わかちあいの会」について掲載し、周知を図っている。	A：ほぼ達成	特になし	継続的に実施	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援		分かちあえる場の提供 ○自殺者の遺族のための自助グループ等の運営支援を行い、また、遺族の方が悲しみや苦しみを共にわかちあえる場所を提供します。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		千葉いのちの電話への委託により、自死遺族支援「わかちあいの会」を実施。	引き続き、千葉いのちの電話への委託により、自死遺族支援「わかちあいの会」を実施。	A：ほぼ達成	千葉いのちの電話における相談員の養成、拡充が急務となっている。	継続的に実施	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援		分かちあえる場の提供 ○自殺者の遺族のための自助グループ等の運営支援を行い、また、遺族の方が悲しみや苦しみを共にわかちあえる場所を提供します。	健康福祉部	精神保健福祉センター		相談専用電話や来所相談により、精神保健福祉相談を行っている。	相談専用電話及び予約による来所相談にて、精神保健福祉相談を行っている。	A：ほぼ達成	相談技術の向上	引き続き、取組を行う。	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援		分かちあえる場の提供 ○自殺者の遺族のための自助グループ等の運営支援を行い、また、遺族の方が悲しみや苦しみを共にわかちあえる場所を提供します。	関係団体	千葉いのちの電話		自死遺族支援「わかちあいの会 ひだまり」を千葉市、印旛、柏市で開催。また、ある程度の期間の経過者へ「茶話会」を開催。この間千葉市会場で「きぼうー」から「千葉市生涯学習センター」へ変更。利便性は向上した。	自死遺族支援事業わかちあいの会「ひだまり」は千葉市で12回、印旛で6回、柏で6回、参加者総数は159人と対前年比約50%増になった。開催回数は計画通りの24回となった。参加者は特に千葉市会場の伸びが著しく前年度比5倍増の112人となった。	A：ほぼ達成	参加者の増加傾向が、コロナ禍を経て見られる。一方で相談員の養成が急務となっている。	継続的な研修を通して相談員のスキルアップを常に図ります。また、各種媒体、ホームページを使いより広い告知を図ります。	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援		自死遺族に対する心の相談 ○自死遺族に対して心の相談を行います。	関係団体	千葉いのちの電話		「わかちあい ひだまり」の同一会場で隔月に実施。但し事前予約制のため「地域新聞」やホームページで告知中。	印旛にて隔月に実施中。対象を自死遺族に限定した対面相談を実施。2名の参加があった。	B：概ね改善	相談員の養成とともに、利用数が低く、活動のPRの拡大が必要。	同上	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援		自死遺族に対する心の相談 ○自死遺族に対して心の相談を行います。	健康福祉部	精神保健福祉センター		相談専用電話や来所相談により、精神保健福祉相談を行っている。	相談専用電話及び予約による来所相談にて、精神保健福祉相談を行っている。	A：ほぼ達成	相談技術の向上	引き続き、取組を行う。	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援		自死遺族支援のための講座【再掲】 ○自死遺族支援に関する公開講座等を開催します。	関係団体	千葉いのちの電話	I 3 (3)	自死遺族支援事業の啓発のため、一般県民を対象とした公開講演会、遺族を対象とした小規模講演会を毎年開催。相談員の新規養成と継続研修の実施。	講師柳川眞諦氏により公開講演会（於柏市）、講師森美加氏による自死遺族対象講演会（於印旛合同庁舎）を実施。相談員研修は9回実施、新規相談員1名認定。	A：ほぼ達成	直近の活動への参加者は増えてきているが、まだPR不足がある。	ホームページの拡充、行政への告知協力依頼等を積極的に行う	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援		遺族等に対応する公的機関の職員の資質向上 健康福祉センター、市町村、警察、消防等の遺族に接する機会が多い職員に対する遺族支援研修会を実施します。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）		精神保健福祉センターと連携し研修会を実施した。	引き続き、精神保健福祉センターと連携し研修会を実施した。	A：ほぼ達成	特になし	継続的に実施	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援		遺族等に対応する公的機関の職員の資質向上 健康福祉センター、市町村、警察、消防等の遺族に接する機会が多い職員に対する遺族支援研修会を実施します。	健康福祉部	精神保健福祉センター		自殺対策相談支援者研修会において、健康福祉センター、市町村の職員に対して対人援助技術について講演を行っている。	「自殺リスクの理解と対応」をテーマとして、市町村、県保健所、中核地域生活支援センター、基幹相談支援センターの職員等を対象に研修会を開催し、45名が参加した。	A：ほぼ達成	自殺対策相談支援者研修会の中で、さらに目的や対象を明確にし、必要な課題をテーマとして、引き続き人材の育成に努めていく。	引き続き、取組を行う。	9. 遺された人への支援を充実する

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和４年度取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
Ⅱ	3	遺された人への支援	遺児等への支援 ○学校の教職員を中心に、児童相談所等の専門職種により、遺児等に関する相談体制の充実を図るよう努めます。	教育庁	児童生徒安全課		「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」を開催し、自殺予防教育に対する理解を深めるとともに、スクールカウンセラー等を含めた校内の相談体制の構築、遺族への心のケア、校内の組織的な対応の充実を図るよう努めている。	・千葉市を除く全公立小学校（６３７校）・中学校（３１２校）及び県立高等学校９７校にスクールカウンセラーを配置した。この内小学校１０４校が月１配置から隔週配置に拡充し、高等学校８校が新規配置校となった。高等学校未配置校対応では、未配置校対応校をグループ化し、同じスクールカウンセラーが対応できるようにした。また、中学校重点校５校（各教育事務所管内に１校ずつ）、スーパーバイザー配置高等学校は、週２配置とし、各教育事務所等に配置した。	A：ほぼ達成	・小学校においては、配置時間が短く、対応できる人数も限られる状況である。特に、大規模校においては、児童一人一人への十分な時間の確保が困難である。 ・スクールカウンセラーの増員に伴い、人材確保に加え、スクールカウンセラーの資質の向上については、今後の課題である。公認心理士協会に協力を得るなどした結果、前年度以上の志願者が集まった。	・小学校の月１配置校を隔週配置にし、高等学校の未配置校にスクールカウンセラーを配置できるよう、配置の充実を図っていきたい。 ・新規採用スクールカウンセラーを中心とした、スーパーバイザーによる指導・助言の充実を図り、スクールカウンセラーの資質向上を図りたい。 ・公認心理士協会に協力を得るなどし、引き続きスクールカウンセラーの人材の確保に努めていきたい。	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援	遺児等への支援 ○学校の教職員を中心に、児童相談所等の専門職種により、遺児等に関する相談体制の充実を図るよう努めます。	健康福祉部	児童相談所		子どもの養育等に関する相談に対し、児童福祉司や児童心理司などの専門職による助言や指導等を実施した。	子どもの養育等に関する相談に対し、来庁・電話相談による他、SNSによる相談も導入し、児童福祉司や児童心理司などの専門職等の職員による助言や指導等を、適切に実施した。	A：ほぼ達成	現在の児童相談所職員は勤務歴５年未満の職員が多く占めており、若手職員の能力向上と適切な業務執行の確保が課題となっている。	職員の能力向上のための研修等の充実や、職員の計画的な増員により、各種相談対応の強化を図る。	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援	遺児等への支援 ○学校の教職員を中心に、児童相談所等の専門職種により、遺児等に関する相談体制の充実を図るよう努めます。	健康福祉部	精神保健福祉センター		思春期・青年期の子どもを持つ家族や一般県民、教職員や相談従事者等の関係者を対象にした児童精神科医等による思春期講演会の開催、児童相談所や教育庁へ当センターの精神科医師による相談や技術協力を行っている。	相談専用電話及び予約による来所相談にて、精神保健福祉相談を行っている。	A：ほぼ達成	相談技術の向上	引き続き、取組を行う。	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援	遺児等への支援 ○遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施します。	教育庁	児童生徒安全課		「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」を開催し、自殺予防教育に対する理解を深め、関係職員の指導力向上を図っている。また、管理職を対象に「児童生徒の自殺予防対策研修会」を開催するとともに、文部科学省主催の「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」への参加に関係職員に広く周知し、自殺予防に係る資質向上を図っている。	・「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」を開催し、自殺予防教育及び児童生徒の自殺が起きた際の対応について理解を深め、関係職員の指導力向上を図った。 ・管理職を対象に「管理職資質向上研修」を開催し、ＳＯＳの出し方教育の取組や相談窓口の周知等、自殺予防教育の推進を図った。 ・文部科学省主催の「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」への参加に関係職員に広く周知し、自殺予防に係る資質向上を図った。	A：ほぼ達成	・生徒指導担当・専任指導主事及び管理職だけでなく、日頃から児童生徒と接している教職員への研修の充実を図る必要がある。	・「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」と「管理職資質向上研修」を開催し、教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図る。 ・管理職や養護教諭、生徒指導担当教員を対象にした研修会で、ＮＰＯ法人メンタルレスキュー協会副理事長を講師として招聘し、「子どものＳＯＳに気が付くためには」と題した講話を実施し資質の向上を図る。	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援	遺児等への支援 ○スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、また、公立小・中学校と県立高校にスクールカウンセラー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。	総務部	学事課	Ⅲ 6	校内教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付している。	校内教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校（６４校）に対して補助金（７０、０７７千円）を交付している。	A：ほぼ達成	特になし	引き続き補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図る。	9. 遺された人への支援を充実する
Ⅱ	3	遺された人への支援	遺児等への支援 ○スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、また、公立小・中学校と県立高校にスクールカウンセラー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。	教育庁	児童生徒安全課	Ⅲ 6	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、緊急事案や困難事案に対する県立学校や市町村教育委員会への助言、スクールカウンセラーの資質向上のための助言等を行い、校内教育相談体制の充実を図っている。	スクールカウンセラーを、公立中学校312校（全校）、県立高等学校97校に配置し、公立小学校については、357校に月１回配置し、隔週配置280校を含め637校（全校）に配置した。 ・スクールソーシャルワーカーを、公立小中学校18校、県立高等学校21校、教育事務所に15名配置した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを、県児童生徒安全課に1名、教育事務所に10名、県立高等学校や市町村教育委員会への助言、スクールカウンセラーの資質向上のための助言等を行い、相談体制の充実を図った。	A：ほぼ達成	スクールカウンセラーについては、増員に伴う人材の確保及び質の向上を図る必要がある。また、スクールソーシャルワーカーについては、活動が広範囲であり、支援対象となる児童生徒数や学校数も多いため、更なる配置の充実を図る必要がある。	今後もスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置校や勤務時間数の拡充について検討し、遺児等への支援について、校内教育相談体制のさらなる充実を図る。	9. 遺された人への支援を充実する

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和4年度取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	(参考)自殺総合対策大綱における重点施策	
Ⅲ	1	身体	身体	健康問題に対する取組	健康福祉部	健康づくり支援課（がん対策班）	千葉県ホームページ、千葉県がん情報「ちばがんナビ」、がんサポートブックにおいてがん相談支援センターについて紹介する等、認知度の向上に努めている。 ・がんに関する基礎知識や治療、公的支援制度など、幅広い分野を網羅した千葉県がん情報「ちばがんナビ」を運用し、がんに関する正しい情報を提供している。 ・千葉県がんピア・サポーター養成研修を3年ごとに開催して養成を図るとともに、フォローアップ研修を毎年実施してスキルアップを図り、現在 117 名のピア・サポーターが活動している。 ・がん治療に伴う、外見（アビランス）の変化や治療等にかかる経済的な問題、がん治療中の食欲低下や体力回復に向けた食生活支援等の、がん患者・経験者のＱＯＬ向上に向けた情報を「ちばがんナビ」やがん診療連携拠点病院のホームページ等で発信している。 ・「ちばがんナビ」にて就労支援に関する情報を掲載するとともに、「千葉県がんサポートブック」にて、就労支援のページを新たに作成し、患者や家族、企業や事業主、医療従事者等に向けて情報を提供している。 ・ハローワークや千葉県産業保健総合支援センターと協働し、就職支援ナビゲーターや両立支援促進員などの専門家による就職支援、治療と仕事の両立支援を図っている。	千葉県ホームページ、千葉県がん情報「ちばがんナビ」、がんサポートブックにおいてがん相談支援センターについて紹介する等、認知度の向上に努めている。 ・がんに関する基礎知識や治療、公的支援制度など、幅広い分野を網羅した千葉県がん情報「ちばがんナビ」を運用し、がんに関する正しい情報を提供している。 ・千葉県がんピア・サポーター養成研修を3年ごとに開催して養成を図るとともに、フォローアップ研修を毎年実施してスキルアップを図り、現在 117 名のピア・サポーターが活動している。 ・がん治療に伴う、外見（アビランス）の変化や治療等にかかる経済的な問題、がん治療中の食欲低下や体力回復に向けた食生活支援等の、がん患者・経験者のＱＯＬ向上に向けた情報を「ちばがんナビ」やがん診療連携拠点病院のホームページ等で発信している。 ・「ちばがんナビ」にて就労支援に関する情報を掲載するとともに、「千葉県がんサポートブック」にて、就労支援のページを新たに作成し、患者や家族、企業や事業主、医療従事者等に向けて情報を提供している。 ・ハローワークや千葉県産業保健総合支援センターと協働し、就職支援ナビゲーターや両立支援促進員などの専門家による就職支援、治療と仕事の両立支援を図っている。	A：ほぼ達成	・「がん患者の就労支援に関する情報提供書」の認知度及び活用 ・「ちばがんナビ」の認知度 ・サロンの充実 ・治療と仕事の両立支援促進	・「がん患者の就労支援に関する情報提供書」の認知度が低く活用が進んでいないことから、認知度の向上及び活用の促進を図る。 ・「ちばがんナビ」の認知度をさらに高めるため、リーフレット等による啓発を行うほか、患者や家族が必要とする情報を得られるようコンテンツの充実を図る。 ・新型コロナウイルス感染症防止対策として導入したリモートによるサロンを引き続き開催するほか、対面によるサロンの再開も視野に入れながらピア・サポーターの活動の場を提供するほか、さらに幅広く多くの患者に対応できるようサロンの充実を図る。 ・引き続き、厚生労働省千葉労働局が中心となって設置している「千葉県地域両立支援推進チーム」等と協働しながら、患者・家族、企業、医療従事者等に対し、就労支援に関する情報を提供するほか、就業環境の整備支援など、治療と仕事の両立支援を促進する。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	
Ⅲ	1	身体	身体	健康問題に対する取組	健康福祉部	がん診療連携拠点病院等（健康づくり支援課）（がん対策班）	・千葉県がん診療連携協議会の相談支援専門部会は、がん相談支援センターの周知を県全体の課題として挙げ、各拠点病院と連携して活動しており、各拠点病院はイベント開催やパンフレットの配布など積極的にがん相談支援センターの周知に努めている。 ・相談支援専門部会が中心となり、各拠点病院の実務者が集合して千葉県オリジナルの「がん相談支援Ｑ＆Ａ集」を作成し、各拠点病院間の連携・協力の体制を強化した。 ・各がん診療連携拠点病院においては、院内の各所に相談支援センターの案内を掲示する等、認知度の向上に努めている。 ・現在 15 か所のがん診療連携拠点病院等で患者サロンを実施しており、千葉県ホームページ、「ちばがんナビ」、「がんサポートブック」において、患者会・患者サロンについて周知している。	・千葉県がん診療連携協議会の相談支援専門部会は、がん相談支援センターの周知を県全体の課題として挙げ、各拠点病院と連携して活動しており、各拠点病院はイベント開催やパンフレットの配布など積極的にがん相談支援センターの周知に努めている。 ・相談支援専門部会が中心となり、各拠点病院の実務者が集合して千葉県オリジナルの「がん相談支援Ｑ＆Ａ集」を作成し、各拠点病院間の連携・協力の体制を強化した。 ・各がん診療連携拠点病院においては、院内の各所に相談支援センターの案内を掲示する等、認知度の向上に努めている。 ・現在 15 か所のがん診療連携拠点病院等で患者サロンを実施しており、千葉県ホームページ、「ちばがんナビ」、「がんサポートブック」において、患者会・患者サロンについて周知している。	A：ほぼ達成	・がん相談支援センターの認知度	・がん相談支援センターの認知度を高めるため、病院を受診する早期の段階で相談支援センターの案内を行うほか、ホームページなどの情報媒体や各種イベントなどを通じて紹介する。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	
Ⅲ	1	身体	身体	健康問題に対する取組	健康福祉部	千葉県各地域難病相談支援センター（疾病対策課）	県内9箇所の医療機関に地域難病相談支援センターを設置し、難病患者及びその家族等からの相談等に対し、助言・情報提供を実施した。	地域難病相談支援センターにおいて、難病患者及びその家族等からの相談等に応じ、助言・情報提供等を実施した。	A：ほぼ達成	コロナウイルスの影響でピアサポーターの参加する相談や交流会がオンライン開催となった。対面開催でみられた気軽な相談や交流が難しく対面開催に比べ満足度が低かった。	専門職やピアサポーターの連携により難病患者、家族等が相談できる体制を維持していく。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	
Ⅲ	1	身体	身体	健康問題に対する取組	健康福祉部	疾病対策課	医療機関等からの要請によりHIV感染者及び患者に対し、専門カウンセラーを派遣している。同性愛者に対するエイズ予防啓発・相談事業をエイズボランティア団体に委託し実施している。	取組内容は左記と同じ。 令和4年度の実績は下記のとおり。 （１）カウンセラーの派遣事業 ・カウンセラーを54回派遣した。 （２）ボランティア団体のエイズ予防啓発・相談事業 ・HIVの電話相談を10回実施し、14件の相談を受けた。 ・千葉市内のゲイバーでHIVの予防啓発を実施した。 ・HIVの研修会を1回実施した。	A：ほぼ達成	特になし。	令和4年度と同様。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	
Ⅲ	2	精神	精神	健康問題に対する取組	(1) 精神保健の相談体制	○精神保健福祉相談（心の健康相談）を実施します。	健康福祉部	精神保健福祉センター	平日9時～18時30分までこころの電話相談を実施。こころの健康相談統一ダイヤルからの転送を受けている。	A：ほぼ達成	職員の技術の向上	今後も継続的に相談・支援に取り組みます。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
Ⅲ	2	精神	精神	健康問題に対する取組	(1) 精神保健の相談体制	かかりつけ医等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質向上 ○かかりつけ医師等のうつ病等精神疾患への理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術を向上させるため研修を実施します。 地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及も図ります。	関係団体	千葉県医師会	平成30年度かかりつけ医自殺対策研修開催（県委託事業） 開催日：平成31年3月7日15：30～17：10 演題：「かかりつけ医のための自殺対策」 講師：袖ヶ浦さつき台病院認知症疾患医療センター長 細井尚人先生 参加人数：51名	F：未評価	令和1年度より県の委託事業がありません。	地域の精神科クリニックや精神科病院とさらなる連携を深めて、自殺予防に努めたいと思います。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
Ⅲ	2	精神	精神	健康問題に対する取組	(1) 精神保健の相談体制	かかりつけ医等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質向上 ○かかりつけ医師等のうつ病等精神疾患への理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術を向上させるため研修を実施します。 地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及も図ります。	関係団体	千葉県精神神経科診療所協会	「2012年度：自殺予防対策事業活動」の一環として行っている「初診優先枠制度」を用いて、当事者や家族及び県内心理士会や相談支援団体（約20団体）からの受診要請により、対象者となりうる希死念慮潜在層への受診機会の創出とともに早期診断・早期治療につなげる活動を実施。	B：概ね改善	実施地区の偏り、また、曜日による偏りも見られる。	他科（婦人科・小児科等）との連携や企業（産業医療等）との情報交換、また応需医療機関の拡大強化を図り、「初診優先枠制度」の実施継続を予定。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
Ⅲ	2	精神	精神	健康問題に対する取組	(1) 精神保健の相談体制	かかりつけ医等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質向上 ○かかりつけ医師等のうつ病等精神疾患への理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術を向上させるため研修を実施します。 地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及も図ります。	健康福祉部	千葉県自殺対策推進センター（健康づくり支援課）	日本臨床救急医学会と連携し、PEEC（救急医療における精神症状評価と初期診療）研修を実施。	A：ほぼ達成	特になし	継続的に実施	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
Ⅲ	2	精神	精神	健康問題に対する取組	(1) 精神保健の相談体制	○医療に関する患者・家族等の苦情や相談に対応し、医療機関への情報提供等を実施します。また、個人の特徴に応じた健康づくりや医療管理を行うための医療機関の「かかりつけ医制度」を推進します。	健康福祉部	医療整備課	医療安全相談センターにおいて、相談員4名（うち医師1名は週1回）を配置し、平日の午前9時から12時、午後1時から4時30分まで相談に応じる。	A：ほぼ達成	特になし	引き続き医療に関する相談に応じていくとともに、県ホームページを使用する等普及啓発を実施する。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
Ⅲ	2	精神	精神	健康問題に対する取組	(2) 精神疾患への理解促進	○講習会、啓発物等により障害者に対する理解促進を図ります。	健康福祉部	障害者福祉推進課	精神障害者に対する地域住民との交流や県民の理解を促進するイベントとして、例年、5月に心のふれあいフェスティバル、11月に心の健康フェアを開催している。	A：ほぼ達成	より一層の理解促進を図るため、イベントの周知啓発を幅広く実施する必要がある。	精神障害者に対する地域住民との交流や県民の理解を促進するイベントを引き続き実施する。なお、令和5年度は4月27日に心のふれあいフェスティバルを実施した。また、11月8日に心の健康フェアを実施を予定している。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
Ⅲ	2	精神	精神	健康問題に対する取組	(2) 精神疾患への理解促進	○講習会、啓発物等により障害者に対する理解促進を図ります。	健康福祉部	障害福祉事業課	実施なし	A：ほぼ達成	特になし	講演会の開催及び啓発物（障害者虐待防止パンフレット）を配布し、虐待防止や権利擁護への理解促進、啓発を行う。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
Ⅲ	2	精神	精神	健康問題に対する取組	(2) 精神疾患への理解促進	○依存症等について、継続的に相談・支援に取り組みます。	健康福祉部	精神保健福祉センター	アルコール・薬物・ギャンブル等依存に関する専用電話相談、面接、治療回復プログラム、家族教室等を実施している。	A：ほぼ達成	職員の技術の向上	今後も継続的に相談・支援に取り組みます。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和４年度取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
Ⅲ	２ 精神の健康問題に対する取組	(2) 精神疾患への理解促進	○災害時のメンタルヘルスケアについては、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備と人材育成の強化を進めます。	健康福祉部	障害者福祉推進課		①体制整備 ・DPATの円滑な対応を目的とし運営要綱及び活動マニュアルの改訂を行い、医療機関との協定締結、DPAT隊員証の交付を行った。 ・県内関係者との運営会議を年２回程度開催し、資機材や派遣体制を整備した。 ②人材育成 ・災害時、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成するため、研修や訓練を行う。 ・新規の養成研修に加え、令和４年度より技能維持研修を開催している。 ・厚生労働省委託DPAT事務局の主催する研修や政府訓練等に、県内関係者が参加できるように調整する。	・県内関係者との運営会議を年２回開催し、情報共有を行った。 ・各関係機関（庁内、庁外）との緊急時の連絡体制を整備し、運用した。 ・国DPAT事務局主催の研修に、県職員及び統括者（精神保健福祉センター、精神科医療センター、民間病院）、先遣隊（精神科医療センター、民間病院）が参加した。 ・県内DPAT研修についても、新規の養成研修の開催（WEB研修１日＋集合型研修１日）に加え、技能維持研修（過去に受講した隊員の技能維持の研修）を開催した。 ・研修を受講した隊員にDPAT隊員証の交付等を行った。 ・国の大規模地震時医療活動訓練に、先遣隊２チーム（精神科医療センター、民間病院）が参加した。	A：ほぼ達成	①体制整備 ・運営会議の年２回（年度初めと、年度末）開催。 ②人材育成 ・災害拠点精神科病院の体制整備。 ・県研修を継続して開催する。 ・新規養成研修の他、過去に受講した隊員の技能維持の研修を開催する。 ・国の政府訓練等へ参加する。	①体制整備 ・関係機関との連携のため運営会議の開催及び県内研修によりDPATチームを増やし、有事の際に対応できる体制の強化を進める。 ・災害拠点精神科病院の体制整備について、医療整備課、各先遣隊構成医療機関と協議し、令和５年度中の指定を行う。 ②人材育成 ・前年度同様に国研修や政府訓練への参加、県研修の企画（新規養成、技能維持）を行う。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	3-(1) 経済・生活・経営に関する支援	生活困窮者自立支援 ○生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援を行い、就労支援や居住確保支援など、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行います。	健康福祉部	健康福祉指導課		県が所管する６圏域で生活困窮者自立相談支援事業や住居確保給付金の支給に取り組んだ。 【実績】 自立相談支援事業：新規相談件数 453件 住居確保給付金：決定件数 47件 就労準備支援事業：利用件数 24件 家計改善支援事業：利用件数 97件 一時生活支援事業：利用件数 2件 子どもの学習・生活支援事業：参加生徒延べ数 3,388人	令和４年度においても県が所管する６圏域で生活困窮者自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業に取り組んだ。	A：ほぼ達成	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、相談内容が多様化する中で現場の支援員の確保が課題に挙げられる。	引き続き県が管轄する６圏域について、生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施し、令和４年度からは６圏域中３圏域で、令和５年度からは６圏域全域で、一時生活支援事業を実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	ひきこもりへの支援 ○ひきこもり地域支援センターにおいて、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行います。	健康福祉部	障害者福祉推進課		①相談窓口の運営 ・ひきこもり本人や家族等への支援を行うため、ひきこもり地域支援センターを運営する。 ②研修会の企画 ・地域での支援体制を推進するため、ひきこもり支援サポーターの育成研修企画や市町村担当職員への説明会を実施する。	・相談窓口において適切な支援を実施する事ができた。 ・市町村ひきこもり支援担当者研修を開催し6１名が参加した。 ・その他、ひきこもり支援サポーター養成研修を開催し、５１名が参加した。	A：ほぼ達成	①相談窓口の運営 前年度同様、継続的に運営する。アウトリーチの支援体制の検討。 ②研修会の企画 ・市町村のひきこもり支援に関する体制整備を行うため、市町村担当者研修を継続して開催する。 ・そのほか、ひきこもりサポーター養成研修を継続して開催する。	①相談窓口の運営 前年度同様、継続的に運営（ひきこもりセンターは、令和５年度中に精神保健福祉センターへ業務移管予定）。 ②研修会の企画 サポーター養成研修会を開催する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	生活困窮者等の生活再建に向けたセーフティネット貸付 ○失業等により生活に困窮している人に対し、生活再建に向けた相談を行うとともに、生活再建までの間に必要な生活費等を、無利子若しくは低金利で貸し付けることにより、生活再建を支援します。	関係団体	県社会福祉協議会		生活福祉資金貸付制度の運営により、引き続き低所得者世帯等の生活困窮者への支援を継続している。	通常の貸付に加え、令和2年3月から開始された新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯に対し、特例措置として緊急小口資金等特例貸付を令和4年9月まで実施した。合わせて4,678件（うち特例貸付2,356件）、1,549,871千円（うち654,365千円）の貸付を審査、決定した。	A：ほぼ達成	特例貸付においては、生活に困窮した世帯に迅速に生活資金を届け、生活を支えるという役割を果たしたが、貸付時における本来の自立支援に向けた適切な支援活動が十分取り組めず、膨大な債権の適切な債権管理に努める必要がある。	継続して、適切な債権管理、生活支援に努めていく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	生活困窮者等の生活再建に向けたセーフティネット貸付 ○失業等により生活に困窮している人に対し、生活再建に向けた相談を行うとともに、生活再建までの間に必要な生活費等を、無利子若しくは低金利で貸し付けることにより、生活再建を支援します。	市町村	市町村社会福祉協議会		生活福祉資金貸付制度の運営により、引き続き低所得者世帯等の生活困窮者への支援の窓口として継続している。	通常の貸付に加え、令和2年3月から開始された新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯に対し、特例措置として緊急小口資金等特例貸付を令和4年9月まで実施した。合わせて8,574件（うち特例貸付6,054件）の貸付の窓口として相談対応、申込受付をした。	A：ほぼ達成	特例貸付においては、生活に困窮した世帯に迅速に生活資金を届け、生活を支えるという役割を果たしたが、貸付時における本来の自立支援に向けた適切な支援活動が十分取り組めず、膨大な債権の適切なフォローアップ支援に努める必要がある。	継続して、適切な債権管理、生活支援に努めていく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	多重債務者への相談窓口の充実 ○消費者金融を始め、ローン及びクレジット等に関する債務者等からの苦情や相談に応じ、助言又は債務整理等への誘導を行います。なお、ヤミ金融にかかる相談については、警察へ情報提供します。	環境生活部	くらし安全推進課		ヤミ金融関係の相談があった場合には、県営本部及び各所管の警察署に相談するよう案内している。	ヤミ金融関係の相談があった場合には、県営本部及び各所管の警察署に相談するよう案内している。	A：ほぼ達成	特になし	引き続き、ヤミ金融に係る相談については、必要に応じ関係機関に情報提供を行っていく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	多重債務者への相談窓口の充実 ○消費者金融を始め、ローン及びクレジット等に関する債務者等からの苦情や相談に応じ、助言又は債務整理等への誘導を行います。なお、ヤミ金融にかかる相談については、警察へ情報提供します。	環境生活部	千葉県消費者センター		債務者等からの苦情や相談に応じ、助言又は債務整理等への誘導を適切に行っている。また、関係機関の多重債務相談窓口職員を対象とした研修会を行っている。	債務者等からの苦情や相談に応じ、助言又は債務整理等への誘導を適切に行っている。また、関係機関の多重債務相談窓口職員を対象とした研修会を開催した。 ・多重債務相談窓口担当職員研修会２回（令和元～３年度は新型コロナウイルス感染防止のため開催中止）	A：ほぼ達成	特になし	引き続き、債務者等からの苦情や相談に応じ、助言又は債務整理等への誘導を適切に行う。また、関係機関の多重債務相談窓口職員を対象とした研修会の充実を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	失業者等に対する相談事業の実施 ○失業者等に対して、ハローワーク等の窓口での職業相談と併せ、失業に直面した際に生じる生活上の問題に関する相談を行います。	千葉労働局	職業安定課		失業者等に対する相談事業の実施 ○失業者等に対して、ハローワーク等の窓口での職業相談と併せ、失業に直面した際に生じる生活上の問題等に関する相談を行います。	臨床心理士による巡回相談を行っている。一般求職者向けには、ハローワークプラザ千葉、ハローワークプラザ柏、ハローワーク船橋において月３～４回、新卒者（既卒３年以内の者を含む）向けには、千葉、松戸、船橋の各新卒応援ハローワークにおいて週１～２回実施している。 心の健康に係る配慮の取組として以下を随時行っている。 （１）リーフレットの配布 （２）「求職者のストレスチェック及びメール相談事業」の周知 （３）メンタルヘルスサポート「こころの耳」の周知。	A：ほぼ達成		前年度の内容を引き続き実施予定。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	失業者等に対する相談事業の実施 ○失業者等に対して、ハローワーク等の窓口での職業相談と併せ、失業に直面した際に生じる生活上の問題に関する相談を行います。	関係団体	千葉県弁護士会		労働専門相談（失業問題を含む）を実施。生活困窮に関する電話相談を実施。生活困窮者自立支援法による総合相談への弁護士派遣。 暮らしとこころの相談会の実施など。	労働専門相談は４５２件。生活困窮に関する電話相談は８６件。 暮らしとこころの相談会は２回実施し、合計で１６件。 以上の相談を受けた。	A：ほぼ達成	暮らしとこころの相談会については、特に人口が少ない地域ではさらに周知が必要と感じている。	引き続き実施していきたい。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	経営者に対する相談事業等の実施 ○小規模事業経営支援事業費等補助金の一事業として、商工会連合会又は商工会議所が倒産のおそれのある中小企業からの相談に対応します。	商工労働部	経済政策課		千葉県商工会連合会及び県内各商工会議所の「経営安定特別相談室」にて、倒産防止に関する相談を行った。	千葉県商工会連合会及び県内各商工会議所の「経営安定特別相談室」にて、倒産防止に関する相談を行った。	A：ほぼ達成		千葉県商工会連合会及び県内各商工会議所の「経営安定特別相談室」にて、倒産防止に関する相談を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	経営者に対する相談事業等の実施 ○中小企業者等が抱える様々な課題の解決を支援するため、相談窓口において、専門家及び職員による適時、適切な指導、助言を行います。	商工労働部	経営支援課		経営者に対する相談事業等の実施 ○中小企業者等が抱える様々な課題の解決を支援するため、相談窓口において、専門家及び職員による適時、適切な指導、助言を行います。	同左（窓口相談：４,262件）	A：ほぼ達成	R４年度と同様	R４年度と同様	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(1) 経済・生活・経営に関する支援	経営者に対する相談事業等の実施 ○県制度融資（中小企業振興資金）により中小企業の資金繰り支援を行い、特にセーフティネット資金により売上減少等により経営の悪化している中小企業者に対する資金繰り支援を行います。	商工労働部	経営支援課		中小企業の資金繰り支援として、セーフティネット資金の周知を行った。	当初の計画に従って事業を実施した。	A：ほぼ達成	特になし	R４年度と同様	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	○県多重債務問題対策本部を中心に、多重債務に関する啓発を行い、関係機関との連携を通じて相談体制を強化するとともに無料相談会等を開催します。	環境生活部	くらし安全推進課		千葉県多重債務問題対策本部において、相談マニュアル及びリーフレットを作成し、関係各機関に配布している。また、10～12月を千葉県多重債務問題対策強化月間として、県内において無料相談会を開催するとともに、学生向けに啓発用リーフレット等を配付している。	千葉県多重債務問題対策本部において、相談マニュアル及びリーフレットを作成し、各関係機関に配布した。また、10～12月を千葉県多重債務問題対策強化月間として、県内9カ所において無料相談会を開催した。	A：ほぼ達成	多重債務者に対する相談窓口等の効果的な周知方法。	引き続き、千葉県多重債務問題対策本部において、相談マニュアル及びリーフレットを作成し、関係各機関に配布する。また、10～12月を千葉県多重債務問題対策強化月間として、県内において無料相談会を開催するとともに、県内大学の協力のもと、学生向けに啓発用リーフレット等の配付を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	○生活保護に関する無料法律相談を行います。	関係団体	千葉県弁護士会		生活保護相談を実施。生活困窮に関する電話相談を実施。受給に関する相談、居宅確保、生活保護申請の同行等を含む支援活動を行っている。	生活保護相談（面談）は５０件。生活困窮に関する電話相談は８６件。 以上の相談を受けた。	A：ほぼ達成	相談件数はそれなりに多いと思われるが、さらに周知したい。	引き続き実施していきたい。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	３ 経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	○クレジット・サラ金や多重債務者からの債務整理等の法律無料相談を行います。	関係団体	千葉県弁護士会		クレジット・サラ金専門相談（面談）を実施。自治体における多重債務相談に弁護士を派遣	クレジット・サラ金専門相談（面談）は２４３件。自治体における多重債務相談は３ヶ所で実施し、合計で４６件。 以上の相談を受けた。	A：ほぼ達成	自治体に相談員を派遣する相談会を実施しているが、基金の決定が年度末に近いため、広く開催することが難しい。	引き続き実施していきたい。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和4年度の取組内容及実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	〇クレジット・サラ金や多重債務者からの債務整理等の法律無料相談を行います。	関係団体	千葉司法書士会		無料面談相談を千葉市、松戸市、船橋市、館山市、鴨川市、安房地区にて土曜日（祝祭日は除く）に、無料電話相談を月・水・土曜日（祝祭日は除く）に実施（相談者数2,028名）	C：やや改善	相談件数は多いとはいえない状況である。引き続き関係機関との連携を図るとともに、取組内容につき周知を図る。	前年度と同様	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	〇資力の乏しい方に無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行います。	関係団体	法テラス千葉		予定通り、業務を実施できている。	A：ほぼ達成	コロナ禍の折ではあったが、面談相談に加え電話相談を実施することにより概ね相談需要に応えることができており、課題は特になし。	令和4年度の内容を引き続き実施予定	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	消費・生活・労働・法律等の相談員の資質の向上 〇相談窓口担当者会議等を開催し、窓口間の連携を図るとともに、研修会等を通じて、相談員の資質の向上を図ります。	環境生活部	くらし安全推進課		関係機関の消費生活相談窓口職員を対象とした研修会等を開催し、窓口間の連携に努めつつ、相談員の資質向上を図っている。 ①市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員研修会2回 ②消費生活相談員等レベルアップ研修 オンライン及び集合対面研修1回 ③巡回訪問事業 139回	A：ほぼ達成	特になし	引き続き、関係機関の消費生活相談窓口職員を対象とした研修会等を開催し、窓口間の連携に努めつつ、相談員の資質向上を図る。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	消費・生活・労働・法律等の相談員の資質の向上 〇相談窓口担当者会議等を開催し、窓口間の連携を図るとともに、研修会等を通じて、相談員の資質の向上を図ります。	商工労働部	雇用労働課		各種研修等の受講により、千葉県労働相談センターの労働相談員の相談対応能力の向上を図る。	A：ほぼ達成	労働関係法令等の改正が頻繁に行われていることから、相談員の資質向上や最新情報の共有を図る必要がある。	引き続き、各種研修の受講等により、千葉県労働相談センターの労働相談員の相談対応能力の向上を図る。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	消費・生活・労働・法律等の相談員の資質の向上 〇相談窓口担当者会議等を開催し、窓口間の連携を図るとともに、研修会等を通じて、相談員の資質の向上を図ります。	環境生活部	千葉県消費者センター		関係機関の消費生活相談窓口職員を対象とした研修会等を開催し、窓口間の連携に努めつつ、相談員の資質向上を図る。 ①市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員研修会2回 ②消費生活相談員等レベルアップ研修 オンライン及び集合対面研修1回 ③巡回訪問事業 139回	A：ほぼ達成	特になし	引き続き、関係機関の消費生活相談窓口職員を対象とした研修会等を開催し、窓口間の連携に努めつつ、相談員の資質向上を図る。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	消費・生活・労働・法律等の相談員の資質の向上 〇相談窓口担当者会議等を開催し、窓口間の連携を図るとともに、研修会等を通じて、相談員の資質の向上を図ります。	関係団体	千葉県弁護士会		県内自治体に呼び掛ける形での講師派遣はしていない。但し、個別に希望のある自治体には講師を派遣を検討。 また、暮らしとこころの相談会を実施し、福祉等の専門家と共同して相談を受けるが、その際に情報交換を含め、相談員の資質の向上にもつながっていると思われる。 また、暮らしとこころの相談会では、福祉の専門家と共同して相談を受けているが、その際、相互に学び合いを行っている	A：ほぼ達成	令和4年度から、生活困窮者自立支援窓口に弁護士を再派遣している。その際、ケース会議や研修など、自治体からの希望に応じて対応する予定である。	引き続き実施していきたい。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	消費・生活・労働・法律等の相談員の資質の向上 〇相談窓口担当者会議等を開催し、窓口間の連携を図るとともに、研修会等を通じて、相談員の資質の向上を図ります。	関係団体	千葉司法書士会		会員向けに年10回程度各種研修会を実施。年2～4回司法書士・臨床心理士・精神保健福祉士による無料相談会を実施。また、常設相談は面談相談を千葉市、松戸市、船橋市、館山市、鴨川市、安房地区にて土曜日（祝祭日は除く）に、無料電話相談を月・水・土曜日（祝祭日は除く）に実施（相談者数2,028名）	C：やや改善	相談件数は多いとはいえない状況である。引き続き関係機関との連携を図るとともに、取組内容につき周知を図る。	前年度と同様	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	消費・生活・労働・法律等の相談員の資質の向上 〇相談窓口担当者会議等を開催し、窓口間の連携を図るとともに、研修会等を通じて、相談員の資質の向上を図ります。	健康福祉部	健康づくり支援課		精神保健福祉センターと連携し研修会を実施（当該内容をテーマとする場合）。	D：ほぼ横ばい	研修実施体制に限度があるため、実施できる年度に限られる。	引き続き、実施できるよう、努める。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(2) 法律に関する支援	消費者被害の防止ネットワークの構築 〇トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、消費者被害経験者等）の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援します。	環境生活部	くらし安全推進課		日常的に高齢者等との接点を持つ県民を対象とした見守り活動に関する研修会（消費者センター主催）を開催するなど、消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援している。	A：ほぼ達成	特になし	引き続き、日常的に高齢者等との接点を持つ県民を	10. 民間団体との連携を強化する
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(3) 就労に関する支援	高校中途退学者及び進路未決定卒業生への支援 〇働くことに悩んでいる若者が就労に向かえるように、専門的な相談等、さまざまな就労支援を行います。	千葉労働局	職業安定課		高校中途退学者及び進路未決定卒業生への支援 〇働くことに悩みを抱えている若者が就労に向かえるように、専門的な相談等、さまざまな就労支援を行います。	A：ほぼ達成		前年度の内容を引き続き実施予定。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(3) 就労に関する支援	高校中途退学者及び進路未決定卒業生への支援 〇働くことに悩みを抱えている若者が就労に向かえるように、専門的な相談等、さまざまな就労支援を行います。	商工労働部	雇用労働課		ジョブカフェちばにおいて、併設のハローワークと連携して、若年求職者を対象とする個別相談や各種セミナー、企業との交流イベント、職業紹介など、総合的な就労支援サービスを実施している。	A：ほぼ達成	学生の新規登録者数が減ったことに伴い、前年度より就職した正規雇用者数が減った。	引き続き、ジョブカフェちばにおいて、併設のハローワークと連携して、若年求職者を対象とする個別相談や各種セミナー、企業との交流イベント、職業紹介など、総合的な就労支援サービスを実施する。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(3) 就労に関する支援	高校中途退学者及び進路未決定卒業生への支援 〇働くことに悩みを抱えている若者が就労に向かえるように、専門的な相談等、さまざまな就労支援を行います。	教育庁	学習指導課		高等学校において、生徒向けに進路講演会やインターンシップ等を実施し、生徒の職業観、働くことへの意欲向上を図るための支援をしている。また、各校が地域若者サポートステーションやハローワーク等と連携を図り、中途退学者及び進路未決定卒業生が、キャリアコンサルタントによる進路相談等を受けられるよう案内している。	A：ほぼ達成	インターンシップ等を実施することにより、生徒の職業意識の啓発を図っているが、進路未決定で卒業する生徒が出てしまうことが課題である。	現在の取組を継続して実施していく。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	3	経済・生活・就労問題に対する取組	(3) 就労に関する支援	若年無業者への支援 〇ちば地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等の職業的自立を支援します。	商工労働部	雇用労働課		キャリアコンサルタント等（ニート等）を対象として、キャリアコンサルタントや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム（セミナー、職業体験等）等を実施した。	B：概ね改善	進路決定者は昨年度に比べ増加しているが、就職に至るまで時間がかかる長期利用者が一定数いる。	引き続き、若年無業者（ニート等）を対象として、キャリアコンサルタントや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム（セミナー、職業体験等）等を実施する。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(1) 介護問題への対応	〇介護者を対象に日常の介護で抱えている悩み・不安等に関する相談を実施します。	健康福祉部	高齢者福祉課		千葉県福祉ふれあいプラザにおいて、「介護とこころの相談」（電話、面接）を実施。	A：ほぼ達成		引き続き、介護者を対象に日常の介護で抱えている悩み・不安等に関する相談を実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(1) 介護問題への対応	〇要介護者等の自立支援に向けて適切なケアマネジメントを行うため、介護支援専門員を対象とした研修等を実施します。	健康福祉部	高齢者福祉課		要介護者等の自立支援に向けて適切なケアマネジメントを行うため、介護支援専門員を対象とした研修等を実施します。 (1) 介護支援専門員研修 ・専門研修Ⅰ、更新研修（経験有）前期 ・専門研修Ⅱ、更新研修（経験有）後期 ・更新研修（未経験）、再研修 ・主任介護支援専門員研修 ・主任介護支援専門員更新研修 (2) 千葉県介護支援専門員地域同行型研修 ・アドバイザー事前研修 ・初日全体研修 ・同行実習 地域で開催 ・最終全体研修	A：ほぼ達成	・引き続き、効果的な研修を検討していく必要がある。	要介護者等の自立支援に向けて適切なケアマネジメントを行うため、引き続き、効果的な研修を検討しながら、介護支援専門員を対象とした研修等を実施します。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(1) 介護問題への対応	〇高齢者虐待を防ぎ高齢者の権利利益を擁護するため、市町村職員等を対象とした研修等を実施し	健康福祉部	高齢者福祉課		高齢者虐待の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るため、市町村・地域包括支援センター等職員向けに研修を実施する。 ・新任・管理職向け研修 ・現任対応職員向け研修 ・専門研修 ・介護サービス事業者向け研修	A：ほぼ達成		引き続き、高齢者虐待を防ぎ高齢者の権利利益を擁護するため、市町村職員等を対象とした研修等を実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(2) 虐待への対応	〇地域に密着した相談・支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題につき、児童や家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。	健康福祉部	児童家庭課		児童相談所において、児童虐待や非行などの子どもの養育等に関する相談に対し、児童福祉司や児童心理司などの専門職による助言や指導等を実施した。	A：ほぼ達成	現在の児童相談所職員は勤務歴5年未満の職員が多く占めており、若手職員の能力向上と適切な業務執行の確保が課題となっている。	職員の能力向上のための研修等の充実や、職員の計画的な増員により、各種相談対応の強化を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和4年度の取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(2) 虐待への対応	〇地域に密着した相談・支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題につき、児童や家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。	健康福祉部	児童相談所	子どもの養育等に関する相談に対し、児童福祉司や児童心理司などの専門職による助言や指導等を実施した。	子どもの養育等に関する相談に対し、来庁・電話相談による他、SNSによる相談も導入し、児童福祉司や児童心理司などの専門職等の職員による助言や指導等を、適切に実施した。	A：ほぼ達成	現在の児童相談所職員は勤務歴5年未満の職員が多く占めており、若手職員の能力向上と適切な業務執行の確保が課題となっている。	職員の能力向上のための研修等の充実や、職員の計画的な増員により、各種相談対応の強化を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(2) 虐待への対応	〇児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童の適切な保護及び自立支援のため、切れ目のない総合的な支援の実現に向けて体制整備を図ります。	健康福祉部	児童家庭課	切れ目のない総合的な支援を実現するため、児童相談所の体制強化、市町村の体制整備に向けた支援、関係機関との連携強化等を図った。	切れ目のない総合的な支援を実現するため、児童相談所の体制強化、市町村の体制整備に向けた支援、関係機関との連携強化等を図った。	A：ほぼ達成	児童相談所や関係機関において、児童虐待事業への対応における基本を周知・徹底することが求められる。	切れ目のない総合的な支援を実現するため、児童相談所の体制強化、市町村の体制整備に向けた支援、関係機関との連携強化等を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(2) 虐待への対応	〇児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークが重要であることから、県内市町村の「要保護児童対策地域協議会」の機能向上や設置を促進します。	健康福祉部	児童家庭課	各市町村要保護児童対策地域協議会が児童やその家庭への支援を検討する際に助言等を求められるよう専門家の派遣を実施する。	要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されており、職員に対する研修や、学識経験者や児童精神科医師等をアドバイザーとして派遣することにより、協議会の機能の向上を図った。	A：ほぼ達成	活用実績がない市町村もあるため、要保護児童対策地域協議会の活動活性化を図るためにも全市町村活用を促していかなければならない。	活用事例をまとめて全市町村に周知する等し、具体的な利用例を挙げて活用しやすくしていく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等 〇ひとり親世帯の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成や貸付け等の諸制度について、対象となる世帯や必要な世帯による活用や活用促進のための相談体制を整備します。	健康福祉部	児童家庭課	①千葉県母子寡婦福祉連合会への委託により千葉県母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談等の支援を行った。 ②母子・父子自立支援員を健康福祉センターに配置し、各種相談に対応した。	①千葉県母子寡婦福祉連合会への委託により千葉県母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談等の支援を行った。相談件数 89件 ②母子・父子自立支援員を健康福祉センターに配置し、各種相談に対応した。相談件数 5,015件	A：ほぼ達成	ひとり親家庭向けの支援施策を適切に案内できるよう母子・父子自立支援員等の知識習得、能力向上を図る必要がある。	①②ともに継続して実施予定	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。	総務部	学事課	私立学校を設置する学校法人が行う授業料減免事業及び入学金軽減事業に対して助成するほか、私立学校に通う児童・生徒がいる低所得世帯に給付金等を支給している。	私立学校を設置する学校法人が行う授業料減免事業（1,268,184千円）及び入学金軽減事業（215,412千円）に対して助成するほか、私立学校に通う児童・生徒がいる低所得世帯に給付金（454,172千円）等を支給した。また、令和4年度は、小中学校等家計急変世帯授業料軽減事業補助金（6,974千円）を支給した。	A：ほぼ達成	特になし	引き続き助成等を行い、保護者の教育費負担の軽減を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。	健康福祉部	健康福祉指導課	県内町村と連携し、全17町村で子どもの学習・生活支援事業を実施した。	令和4年度においても全17町村で子どもの学習・生活支援事業を実施した。参加生徒延べ数 3,388人	A：ほぼ達成	保護者の送り迎えができない世帯や会場から遠方の世帯は参加が難しいため、地域によっては参加者数が少ない状況となっている。	引き続き全17町村で子どもの学習・生活支援事業を実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。	健康福祉部	児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付により、修学資金、就学支度資金の貸付を行った。	母子父子寡婦福祉資金貸付により、修学資金、就学支度資金の貸付を行った。 修学資金：180件 73,438千円 就学支度金：11件 3,272千円	A：ほぼ達成	修学資金等は、貸付後に長期間の償還が必要となるため、償還状況を適切に管理していく必要がある。	継続して実施予定	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。	教育庁	財務課	公立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒等の保護者の教育費負担を軽減し、生徒等の修学を支援するため、奨学のための給付金を支給する。	公立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒等の保護者支給対象者数 7,772人 支給総額 862,353,443円	A：ほぼ達成	申請漏れがないよう、制度の周知徹底や提出書類の省略化等による申請者の負担軽減方法を検討する必要がある。	低所得世帯の教育費負担を軽減し生徒等の修学を支援するため、引き続き奨学のための給付金を支給する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。	教育庁	生涯学習課	全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行う。	家庭での学習習慣が十分に身に付いていない中学生等を対象として、大学生や元教員などの地域住民が原則無料で学習支援する「地域未来塾」の実施を11市町38か所で開催した。	F：未評価	各自治体におけるコーディネータ及び支援員等の人材確保及び育成	経験豊富な講師の講演や好事例の紹介、実際の取組の参観等の実践的な研修の開催を通して、コーディネーター及び支援員の人材確保及び資質向上を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇貧困状態にある子どもやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援等に係る体制の整備の充実を図ります。	健康福祉部	健康福祉指導課	県が所管する6圏域で生活困窮者自立相談支援事業において、相談支援を行った。	令和4年度においても県が所管する6圏域で生活困窮者自立相談支援事業において、相談支援を行った。 新規相談件数： 453件	A：ほぼ達成	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、相談内容が多様化する中で現場の支援員の確保が課題に挙げられる。	引き続き県が管轄する6圏域について、生活困窮者自立相談支援事業における相談支援を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇貧困状態にある子どもやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援等に係る体制の整備の充実を図ります。	健康福祉部	児童家庭課	ひとり親家庭の親の就業支援として、千葉県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会、高等職業訓練促進給付金等の支援事業を実施した。	就業相談 89件 就業支援講習会 19人 高等職業訓練促進給付金 9件	A：ほぼ達成	就業支援講習会、高等職業訓練促進給付金制度の周知等を行い、利用者数を向上させていく必要がある。	継続して実施予定	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇貧困状態にある子どもやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援等に係る体制の整備の充実を図ります。	商工労働部	雇用労働課	千葉県労働相談センターにおいて、不当解雇や未払い賃金などの労働問題に関する相談事業を実施し、労使関係の安定や適切な労務管理の促進等を図る。	千葉県労働相談センターにおいて電話・面談、インターネットによる相談事業を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行った。 ・労働相談：2,428件	A：ほぼ達成	新型コロナウイルス感染症の長期化や労働情勢の変化等により、労使間のトラブル等の労働相談が複雑化・多様化していると考えられる。	引き続き、千葉県労働相談センターにおいて、不当解雇や未払い賃金などの労働問題に関する相談事業を実施し、労使関係の安定や適切な労務管理の促進等を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇貧困状態にある子どもやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援等に係る体制の整備の充実を図ります。	教育庁	生涯学習課	市町村の家庭教育支援活動の進展を図るために、子育てや家庭教育に関する学習の機会や情報を提供したり相談にのったりする家庭教育支援員等を養成する家庭教育研修講座を実施する。	【親の学び・相談基礎コース】：3回実施、のべ175名参加 修了者61名 【相談コースⅠ（初めての方向け）】：3回実施、のべ216名参加 修了者75名 【相談コースⅡ（ステップアップ）】：3回実施、のべ174名参加 修了者62名	F：未評価	今日的な課題に対応できる人材の確保及び育成	今日の課題や参加者のニーズ等を踏まえてテーマや講師を選定するとともに、周知方法を工夫したりして、参加者の増加を図り、人材確保及び資質向上を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活の支援を行います。	健康福祉部	健康福祉指導課	県が所管する6圏域について、生活困窮者自立支援相談支援事業や生活困窮者自立相談支援事業における就労支援や、就労準備支援事業を行った。	令和4年度においても県が所管する6圏域で生活困窮者自立支援相談支援事業や生活困窮者自立相談支援事業における就労支援や、就労準備支援事業を行った。	A：ほぼ達成	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、相談内容が多様化する中で現場の支援員の確保が課題に挙げられる。	引き続き県が所管する6圏域で生活困窮者自立支援相談支援事業や生活困窮者自立相談支援事業における就労支援や、就労準備支援事業を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活の支援を行います。	健康福祉部	児童家庭課	地域において、子どもやその家庭などからの相談に応じて、支援が必要な家庭に対し専門的な助言や指導を行う児童家庭支援センターの活動を支援し、機能強化に向けた取組を行うほか、施設の新設に係る相談等を実施する。	地域において、子どもやその家庭などからの相談に応じて、支援が必要な家庭に対し専門的な助言や指導を行う児童家庭支援センターの活動を支援し、機能強化に向けた取組を行った。 令和4年度に2施設を新設、また、令和5年度の新設に向けた相談、指導等を実施した。	A：ほぼ達成	児童家庭支援センターが広く認知されているとはいえないため、貧困状態にある子どもやその親がつながることができるかが課題となる。	引き続き、児童家庭支援センターに対する支援や機能強化を進める。また、新規施設の開設支援を行うことで、認知度向上と窓口の増加を図り、必要な支援が届く体制づくりに努めていく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	子どもへの支援の充実 〇子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活の支援を行います。	商工労働部	雇用労働課	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、生活・就労相談やセミナー、企業と求職者の交流会等を行ったほか、県内各地においても市町村と共催の出張セミナー等を行い、再就職支援を実施した。	生活・就労相談やセミナー等を実施した結果、施設利用者数11,820人、就職決定者数682人となった。求職者（主に女性・中高年齢者）の就労環境の整備に寄与している。	A：ほぼ達成	千葉県ジョブサポートセンターでは、雇用情勢の改善や多様な働き方に対する関心の高まりなどにより増加する求職者の支援ニーズに的確に対応していく必要がある。	引き続き、求職者（主に女性・中高年齢者）の再就職の促進及び就職後の定着支援を図るため、就労に係る一貫した支援を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	妊産婦への支援の充実 〇妊娠や出産に不安や悩みを持つ妊婦への相談に応じます。	健康福祉部	児童家庭課	「にんしんSOSちば」を開設し、予期しない妊娠など様々な事情から妊娠や出産に悩みや不安を抱える女性等からの相談に応じている。また、必要により医療機関受診等関係機関への同行支援を実施。 【電話相談】 ・16:00～23:00受付 365日対応 【Wi-Fi電話】 ・16:00～23:00受付 365日対応 【メール相談】 ・24時間、365日対応	相談件数：延べ1,930件 緊急を要する相談等は面接や同行支援を実施し相談者の悩みに寄り添うことができている。	A：ほぼ達成	電話相談時間の拡充や相談者の状況によっては、一時的な居場所確保の対応等を行ってきた。 相談内容が複雑化しているため、関係機関との連携がさらに求められる。	・にんしんSOSちばの周知 相談できる窓口であることの周知を行う 関係機関へ相談支援について周知を行う ・相談業務の継続	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	妊産婦への支援の充実 〇産後うつ予防等を図る観点から、市町村が実施する産後ケア事業や産婦健康診査等の整備促進を図ります。	健康福祉部	児童家庭課	・平成30年度は子育て世代包括支援センター設置支援・令和2年度からは、センター機能を十分発揮するために、子育て世代包括支援センター支援事業スキルアップ研修会として、職員の資質向上のための研修会を年間 複数回のテーマ毎の開催している。	新型コロナウイルス感染症の影響下ではあったが、オンライン研修会を組入れ実施。 研修会回数：5回 参加人数：52名	A：ほぼ達成	今年度より、子ども子育て応援交付金事業が開始され、現状に加え、妊娠期から切れ目ない支援を母子保健と子育て部門のさらなる連携強化が必要となる。	・職員に資質の向上 出産・子育て応援交付金事業や新任職員以外のより上位の職にある職員への研修を検討していく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(3) 子育ての悩みなどへの対応	妊産婦への支援の充実 〇妊産婦メンタルヘルスを担う市町村保健師や病院助産師等に対し、研修を実施し、スキルアップを図ります。	健康福祉部	児童家庭課	妊産婦の切れ目ない支援を行うために、地域の母子保健従事者に対し保健所単位で研修を行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響下ではあったが書面開催等も含め必要な情報提供は行った。 参加人数：333人 書面開催 3保健所	A：ほぼ達成	保健所単位で地域の実情に応じた研修会を実施している。他機関との連携強化のために、母子保健分野以外の方が研修会に参加できる意識の醸成が必要。	・研修会の継続 ・研修会の周知 必要であれば、県ホームページ等で研修会の内容を掲載し情報の共有を図る。 ・母子保健事業実績報告、計画について報告書作成の継続	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(4) 家族間の不和等への対応	〇様々な悩みを抱える女性や男性の相談ニーズを踏まえ、男女共同参画センターにおいて、電話相談とカウンセリングを中心とした総合相談事業を実施します。	総合企画部	男女共同参画課	男女共同参画センターが実施。					7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和4年度の取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(4) 家族間の不和等への対応				1. 女性のための相談 女性相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施している。 また、弁護士や精神科医が助言する「法律相談」及び「こころの相談」を併せて実施している。 ・電話相談（柏市内）火～日曜日 9:30～16:00 ・面接相談（予約制） （千葉市内）第1～4金曜日 9:30～16:00 （柏市又は我孫子市内）火～日曜日 9:30～16:00 ・カウンセリング （千葉市内）第1・3木曜日、第1・3土曜日 10:00～16:00 （柏市内）第1・3木曜日、第1～3土曜日 10:00～16:00 （我孫子市内）第2・4水曜日 16:00～20:00 ・法律相談（弁護士） （我孫子市内）毎月第4木曜日 13:00～16:00 ・こころの相談（精神科医） （我孫子市内）毎月第3火曜日 13:00～16:00 2. 男性のための相談 男性相談員による電話相談及びカウンセリングを実施している。 ・電話相談（千葉市内）火・水曜日 16:00～20:00 ・カウンセリング（予約制） （千葉市内）第3木曜日 16:30～20:30 第2・4土曜日 13:00～17:00 ※「女性のための相談」及び「男性のための相談」は、且曜日が祝日の場合は翌火曜日、祝日・年末年始を除く。 ・婦人相談員が相談専用電話（043-206-8002）により365日24時間体制で女性からの相談に応じている。 ・専門相談員が相談内容や相談者の希望により来所による面接相談を実施している（月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9:00～午後5:00まで）。 ・女性弁護士による法律相談を実施している（原則として第2・第4火曜日の午後）。 ・女性医師による心と体の健康（メンタル面を含む）相談を実施している（原則として第3木曜日の午後）。	H30年度からの取組内容を引き続き実施（一部曜日・時間変更） 1. 女性のための相談 ・電話相談（柏市内）火～日曜日 9:30～16:00 5,987件 ・面接相談（予約制） （千葉市内）第1～4金曜日 10:00～16:00 38件 （柏市又は我孫子市内）火～日曜日 10:00～16:00 118件 ・カウンセリング （千葉市内）第1・3水曜日、第1・3土曜日 10:00～16:00 122件 （柏市又は我孫子市内）第1・3木曜日、第1～3土曜日 10:00～16:00 182件 （我孫子市内）第1・3木曜日 16:00～20:00 55件 ・法律相談（弁護士） （我孫子市内）毎月第4木曜日 13:00～16:00 35件 ・こころの相談（精神科医） （我孫子市内）毎月第3火曜日 13:00～16:00 24件 2. 男性のための相談 ・電話相談（千葉市内）火・水曜日 16:00～20:00 558件 ・カウンセリング（予約制） （千葉市内）第3木曜日 16:30～20:30 第2・4土曜日 13:00～17:00 計 91件	A：ほぼ達成	引き続き、相談者が安心して相談を受ける事が出来る体制整備を続けていく。	引き続き相談事業を実施する。令和5年度から、男性の電話相談日を拡充したため、カウンセリング実施枠の不足や相談員の負担の増加等が生じる可能性があり、今後の状況を注視していく。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	4	家庭問題に対する取組	(4) 家族間の不和等への対応				・DV被害等に関する相談に件数に応じて対応している。 ・専門相談員が相談内容や相談者の希望により来所による面接相談を実施している（月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9:00～午後5:00まで）。 ・女性弁護士による法律相談を実施している（原則として第2・第4火曜日の午後）。 ・女性医師による心と体の健康（メンタル面を含む）相談を実施している（原則として第3木曜日の午後）。	DV被害等に関する相談に件数に応じて対応している。電話相談件数は9200件であった。専門相談員の行う面接相談等の来所による相談件数は42件であった。電話相談や来所相談により、夫婦をはじめとする家族間の暴力の問題や悩み等に対して相談・助言を行った。	B：概ね改善	相談者の抱える問題や悩みに適切な相談支援が実施できるよう、法的知識・制度、支援機関等の情報・知識をアップデートしていくことや相談支援技術の維持・向上を目指す必要がある。	今後も同様な相談窓口を運営する中で、法律改正や新法施行に伴う知識の獲得、相談支援技術の向上を目指すし、相談者の抱える問題や悩みに適切な相談支援が実施できるよう努める。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知及びメンタルヘルス対策支援センターの利用勧奨を行います。	監督指導、個別指導、集団指導の実施。また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の利用勧奨。	D：ほぼ横ばい	産業医選任義務のない小規模事業場（労働者数50人未満事業場）でのメンタルヘルス対策が進んでいない。	引き続き、監督指導、個別指導、集団指導を実施するとともに、ポータルサイトの利用を勧奨する。また、取組を援助するため千葉産業保健総合支援センターへの利用勧奨を行う。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ○過重労働対策として、労働者の法定労働条件を確保するため、労働基準法関係法令順守のための監督指導・個別指導等を実施します。	監督指導、個別指導、集団指導の実施。また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の利用勧奨。	D：ほぼ横ばい	脳心臓疾患・精神障害の労災支給決定件数（特に精神障害の労災支給決定件数）が増加傾向（右肩上がり）である。	引き続き、監督指導、個別指導、集団指導を実施するとともに、ポータルサイトの利用を勧奨する。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					○大企業においては、平成27年（2015年）から従業員のストレスチェックが義務付けられたものの、従業員50人未満の事業所では義務でないため、地域職域連携推進事業において、中小事業所におけるメンタルヘルス対策を推進します。	保健所圏における地域・職域連携推進事業で、各保健所圏の職場のメンタルヘルスの課題に沿ったパンフレットや啓発グッズを活用した周知を行うとともに、メンタルヘルスに関する講演を実施した。	B：概ね改善	地域・職域連携推進事業では、各保健所圏域の健康課題の分析を基に優先順位をつけて取り組んでいるため、取組の地域差がある。また令和5年度は、メンタルヘルスをテーマに事業を計画している保健所は1箇所のみ。	中小企業を含め、地元のつながりを生かした普及啓発につながるため、引き続き各保健所圏域での地域・職域連携事業を活用した取組をすすめる。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					地域における心の健康づくり推進体制の整備 ○千葉県労働相談センターにおいて、県内の労働者、使用者等を対象に労働問題に関する相談事業を実施するとともに、仕事に関して強い不安やストレスを感じている県内の労働者等を対象に心の健康に関する相談事業を実施します。	千葉県労働相談センターにおいて、労働問題に関する相談事業を実施するとともに、労働者の不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応する。	A：ほぼ達成	新型コロナウイルス感染症の長期化やストレス要因の多様化により、メンタルヘルスの不調を感じる方が増えていると考えられる。	引き続き、千葉県労働相談センターにおいて、労働問題に関する相談事業を実施するとともに、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者等を対象にした、働く人のメンタルヘルス特別労働相談を実施する。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					地域における心の健康づくり推進体制の整備 ○県内の労働者、使用者及び県民を対象に労働問題に関する相談事業を実施します。	労働専門相談（面談）を実施。	A：ほぼ達成	相談件数はそれなりに多いと思われるが、さらに周知したい。	引き続き実施していきたい。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					地域における心の健康づくり推進体制の整備 ○県内の労働者、使用者及び県民を対象に労働問題に関する相談事業を実施します。	無料面談相談を千葉市、松戸市、船橋市、館山市、鴨川市、安房地区にて土曜日（祝祭日は除く）に、無料電話相談を月・水・土曜日（祝祭日は除く）に実施（相談者数2,028名）	C：やや改善	相談件数は多いとはいえない状況である。引き続き関係機関との連携を図るとともに、取組内容につき周知を図る。	前年度と同様	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					メンタルヘルス総合相談業務 ○精神科医やカウンセラーがメンタルヘルス対策全般についての相談に対応します。	精神科医やカウンセラーによるメンタルヘルス総合相談業務	A：ほぼ達成		感染対策を行ったうえで継続実施。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					メンタルヘルス総合相談業務 ○産業保健関係者を対象に精神科医やカウンセラーが講義するメンタルヘルスセミナーを開催します。	産業保健関係者を対象にしたメンタルヘルスセミナー	A：ほぼ達成		感染対策を行ったうえで継続実施。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					長時間労働の是正 ○全ての労働者の長時間労働を抑制するため、労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進します。	監督指導や支援班による個別訪問、集団に対する説明会の実施。	C：やや改善	適用猶予業務等（トラック運転者、医師等）は、36協定の上限規制の猶予が令和6年3月31日までとなっているため、令和6年4月以降への対応が急務である。	引き続き、監督指導を実施するとともに、適用猶予業務等を中心に個別訪問、説明会を実施する。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					長時間労働の是正 ○企業向けセミナー等の実施を通じて、企業の働き方改革への意識を醸成するとともに、働き方改革アドバイザーを派遣するなど、その取組を支援します。	多様で柔軟な働き方を推進するため、働き方改革の推進やテレワークの導入・定着に取り組む県内中小企業に専門家を派遣するとともに、経営者の意識改革を図るセミナーや講演会を開催する。	A：ほぼ達成	規模の小さい企業ほど、労働環境の整備やテレワークの導入が進んでいない傾向がある。	働き方改革の推進やテレワークの導入について、セミナー等を通じて理解促進を図るとともに、希望する企業に対し専門家派遣を実施するなど、県内中小企業の取組を支援する。併せて、働き方改革ポータルサイトによる広報や好事例集の活用促進により、更なる普及啓発を図る。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					ハラスメント防止対策 ○広報紙等において、関係法令や解決に向けた手続き等の周知を行うとともに、千葉県労働相談センターにおいてハラスメントに関する相談に応じます。	労働大学講座において、ハラスメント対策に関する講座を開催し、ハラスメントの具体的な事例や防止に向けた対応等についての周知を行うとともに、千葉県労働相談センターにおいてハラスメント等に関する労働相談に件数に応じて対応する。	A：ほぼ達成	ハラスメントの内容が複雑化・多様化しており、ハラスメントの具体的な事例や事業主の取るべき対応等について周知啓発が必要と考えられる。	引き続き、ハラスメント防止に関する周知啓発を図るため、労働大学オンライン講座においてハラスメントに関する内容を取り扱うとともに、千葉県労働相談センターにおいてハラスメント等に関する労働相談に対応する。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	5	勤務問題に対する取組					職場等での事後対応の促進 ○職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周囲の人々に対する心理的ケアについて「職場における自殺予防と対策」の普及啓発を行います。	監督指導、個別指導、集団指導の実施。また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の利用勧奨。	D：ほぼ横ばい	産業医選任義務のない小規模事業場（労働者数50人未満事業場）での自殺予防対策が進んでいない。	引き続き、監督指導、個別指導、集団指導を実施するとともに、ポータルサイトの利用を勧奨する。	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する
Ⅲ	6	学校問題に対する取組				Ⅱ 1 (2)	養護教諭対象の保健室健康相談研修会等で、早期発見、早期対応に関する養護教諭の能力向上を図っている。千葉県内新任管理職や県立学校各1名メンバーに対し、研修会をとおして、メンタルヘルスへの理解向上に取り組んだ。	保健室健康相談研修会では、98%以上が参考になったと回答している。メンタルヘルス研修会とメンバー研修会では98%以上が参考になったと回答している。	A：ほぼ達成	児童生徒が相談しやすい環境整備等に関する研修やメンタルヘルス等に関する研修内容をさらに検討していく必要がある。	今後も管理職や養護教諭対象の研修会をとおして、意識向上を図るとともに、知識や技術の向上を図っていく。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和４年度取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図ります。【再掲】	教育庁	児童生徒安全課	Ⅱ 1 (2)	「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」を開催し、自殺予防教育に対する理解を深め、関係職員の指導力向上を図っている。また、管理職を対象に「児童生徒の自殺予防対策研修会」を開催するとともに、文部科学省主催の「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」への参加に関係職員に広く周知し、自殺予防に係る資質向上を図っている。	・「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」を開催し、自殺予防教育及び児童生徒の自殺が起きた際の対応について理解を深め、関係職員の指導力向上を図った。 ・管理職を対象に「管理職資質向上研修」を開催し、ＳＯＳの出し方教育の取組や相談窓口の周知等、自殺予防教育の推進を図った。 ・文部科学省主催の「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」への参加に関係職員に広く周知し、自殺予防に係る資質向上を図った。	A：ほぼ達成	・生徒指導担当・専任指導主事及び管理職だけでなく、日頃から児童生徒と接している教職員への研修の充実を図る必要がある。	・「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」と「管理職資質向上研修」を開催し、教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図る。 ・管理職や養護教諭、生徒指導担当教員を対象にした研修会で、NPO法人メンタルレスキュー協会副理事長を講師として招聘し、「子どものＳＯＳに気が付くためには」と題した講話を実施し資質の向上を図る。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、また、公立小・中学校と県立高校にスクールカウンセラー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。【再掲】	総務部	学事課	Ⅱ 3	校内教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付している。	校内教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校（６４校）に対して補助金（７０，０７７千円）を交付している。	A：ほぼ達成	特になし	引き続き補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図る。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、また、公立小・中学校と県立高校にスクールカウンセラー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。【再掲】	教育庁	児童生徒安全課	Ⅱ 3	学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、また、公立小・中学校と県立高校にスクールカウンセラー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。【再掲】	スクールカウンセラーを、公立中学校312校（全校）、県立高等学校97校に配置し、公立小学校については、357校に月１回配置し、隔週配置280校を含め637校（全校）に配置した。 ・スクールソーシャルワーカーを、公立小中学校18校、県立高等学校21校、教育事務所に15名配置した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを、県児童生徒安全課に1名、教育事務所に10名、県立高等学校や市町村教育委員会への助言、スクールカウンセラーの資質向上のための助言等を行い、相談体制の充実を図った。	A：ほぼ達成	スクールカウンセラーについては、増員に伴う人材の確保及び質の向上を図る必要がある。また、スクールソーシャルワーカーについては、活動が広範囲であり、支援対象となる児童生徒数や学校数も多いため、更なる配置の充実を図る必要がある。	今後もスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置校や勤務時間数の拡充について検討し、遠児等への支援について、校内教育相談体制のさらなる充実を図る。	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○各高等技術専門校に相談箱を設置し、訓練生に対する各種相談に応じ、高等技術専門校の訓練生及び指導員を対象に心の健康に関する啓発等を行います。	商工労働部	産業人材課		①各校へ相談箱を設置し、相談しやすい環境づくり ②訓練生に対する「心の相談窓口」の周知 ③精神保健福祉士を配置	①相談箱利用件数1件（うち自殺関連0件） ②心の相談窓口を訓練生に対して周知した。 ③各校に精神保健福祉士を配置し、訓練生の相談に応じた。（相談件数計866件）	A：ほぼ達成	精神保健福祉士が未配置１校	①各校に相談箱を設置（継続） ②心の相談窓口を訓練生に対して周知（継続） ③精神保健福祉士の配置（継続）	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○県立保健医療大学、各県立看護専門学校で修学する学生の修学面・生活面・健康面等日常における様々な悩みに対して、解決の一助としての相談員を雇用し、学生の心のケアに努めます。	健康福祉部	医療整備課		各校において、ハラスメントの防止に関する規程等を設け、相談窓口を設置し、適宜対応している。	各校において、ハラスメントの防止に関する規程等に基づき、適宜対応した。	A：ほぼ達成	特になし	各校において、ハラスメントの防止に関する規程等に基づき、適宜対応していく。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	いじめを苦にした子供の自殺予防 ○全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応し、また、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していきます。	教育庁	児童生徒安全課		指導主事を対象にした「生徒指導担当・専任指導主事合同会議」や管理職を対象にした「いじめ防止対策研修会」及び「児童生徒の自殺予防対策研修会」を開催し、いじめ問題の理解、未然防止、早期発見、早期対応、組織的な対応及び自殺予防についての理解を深め、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応できるように努めている。	・各教育事務所の生徒指導担当指導主事会議や管理職資質向上研修、公立高等学校の生徒指導主事の協議会を実施した。事例検討を交えながら、いじめ認知の理解、未然防止、早期発見、早期対応、組織的な対応及び自殺予防についての理解を深め、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応できるように努めた。 ・教職員向けに生徒指導パンフレットとして、「いじめの重大事態の分析」を各学校等に配付した。	A：ほぼ達成	・生徒指導担当指導主事会議等の各会議で、いじめ防止対策、不登校児童生徒支援、自殺予防及びスクールカウンセラー等の活用等について、議論を深めていく必要がある。	・各協議会において、いじめ問題の対応力を高めるため、いじめ重大事態の事例を踏まえた具体的なテーマ等を設定するなどして、協議内容の一層の充実を図る。 ・令和５年度第１回目の高等学校生徒指導主事協議会で、NPO法人メンタルレスキュー協会副理事長を講師として招き、「子どものＳＯＳに気が付くためには」と題した講話を実施し、自殺予防研修を実施した。今後もしじめ問題等について研修等を実施し、早期発見に努める。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	いじめを苦にした子供の自殺予防 ○子どもと親のサポートセンターで子どもや保護者の悩みに対応します。	教育庁	子どもと親のサポートセンター		教育相談事業（H30～R4）	電話相談、来所相談、FAX相談、Ｅメール相談、SNS相談の活用促進と相談対応の充実を通じ、子供や保護者の悩みを受け止め、適切に対応する体制を整えた。 ＜電話相談＞ 対象者：児童生徒・保護者・教職員等 相談件数：１１，７４８件 実施期間：通年（２４時間対応） ＜来所相談＞ 対象者：児童生徒・保護者 相談件数：６，５５１件 実施期間：通年 ＜FAX相談＞ 対象者：児童生徒・保護者 相談件数：１件 実施期間：通年 ＜Ｅメール相談＞ 対象者：児童生徒・保護者 相談件数：２２８件 実施期間：通年 ＜SNS相談＞ 対象者：中高生 相談件数：２，４０１件 実施期間：毎週火・木・日 １８：００～２２：００	A：ほぼ達成	相談者のニーズに応える相談体制を構築していくため、①子どもと親のサポートセンターの存在及び教育相談の各事業について、正しい認識を促進するための更なる周知、②学校や関係機関についての理解、連携の推進、③相談員の資質の維持・向上、④相談員の研修と研鑽の推進が課題として挙げられる。	引き続き、子供や保護者の悩みを受け止め、適切に対応していく。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	長期休暇明けの自殺予防 ○長期休業前から長期休業期間中、長期休暇明けの時期にかけて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進します。	教育庁	児童生徒安全課		長期休業前に「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」を発出し、児童生徒の自殺予防への積極的な取組について周知するとともに、夏季休業明けに、再度、児童生徒の見守りについて依頼している。	・４月、６月、７月、８月、１１月、１２月、３月に、児童生徒の自殺予防に係る取組について、通知を発出し、各学校において、児童生徒の見守り体制や教育相談体制の充実を図るとともに、適切な対応がなされるよう依頼した。 ・各学校において、相談窓口の一覧を児童生徒に配付し、不安や悩みを相談することを指導するよう通知した。 ・県内の中・高校生を対象に、毎週火・木・日曜日の午後6時から午後10時まで、LINEを活用したSNS相談窓口を開設するとともに、長期休業後半から明けについては、毎日相談できる期間を設定し、生徒が相談しやすい体制作りに努めた。相談受付件数は2402件であった。	A：ほぼ達成	・令和４年度の相談受付件数は2,402件であり、令和３年度の4,758件より2,356件減少した。相談受付件数や相談内容等を分析し、生徒がより相談しやすい体制を作るとともに、広く周知を図っていく必要がある。	・自殺予防に係る啓発動画を作成し、児童生徒や教職員等において、ＳＯＳの出し方や受け止め方等への理解を深める。 ・令和５年度は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日の毎週火曜日、木曜日、日曜日の１８時～２２時にLINEを活用した相談窓口を開設する。 ・児童生徒の不安が大きくなる長期休業前後の４月２３日から５月１１日、８月２３日から９月６日、令和６年１月４日から１１日は毎日実施。その期間と４月・６月・及び２月は、相談員配置人数を増やして対応の充実を図っている。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	子どもの人権擁護 ○地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」等の子どもの人権を守る取組を実施します。	千葉地方法務局	人権擁護課		(1)全国共通番号のフリーダイヤルによる「子どもの人権１１０番」を設置、平日午前８時３０分から午後５時１５分まで相談を受けている。 (2)便箋と封筒を一枚の紙に印刷し、切手不要で子どもが一人で送付することができる「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小・中学校の児童・生徒に配布している。 (3)人権擁護委員が中心となり、学校へ直接出向いて人権に関する授業を実施する「人権教室」を行っている。	①本年度も５月末から６月にかけて、「子どもの人権SOSミニレター」を県内の小・中学校の児童・生徒に配布し、千葉県内から送られた返信が不明のもの以外の全てのミニレターについて返事を出している。相談内容の深刻度、緊急度により学校や児童相談所等と連携をしている。また、同事業はメールでの相談も受け付けており、希望する連絡方法で返信している。 ②県内小学校、中学校、高校等にLINEしんけん相談周知カードを配布した。	A：ほぼ達成	①「子どもの人権SOSミニレター」の配布直後には、多くの手紙が送られてくるが、その時期を過ぎると送られてくる手紙の数が減少してしまうため、「子どもの人権SOSミニレター」の配布方法を検討したい。また、メールでの相談もできるとについても周知していきたい。 ②こどもや若年層におけるコミュニケーションツールの変化に合わせた相談方法を確立していきたい。	(1)(2)(3)ともに、引き続き実施することが見込まれている。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	6	学校問題に対する取組	不登校の子どもへの支援 ○早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図ります。	教育庁	児童生徒安全課		民間団体との連携として、千葉県フリースクール等ネットワークとの情報交換会を行っている。また、学校内外における相談体制としては、不登校児童生徒に対して、家庭訪問を中心に支援する訪問相談担当教員やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、充実を図っている。不登校児童生徒支援チームも設置し、教職員や市町村教育委員会への助言・支援を行うとともに、千葉県版不登校児童生徒の支援資料集を作成し、教職員の指導力向上に努めている。さらに、不登校児童生徒支援推進校を１２５校指定し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行っている。	・フリースクール等民間団体との情報共有会 年４回開催 ・訪問相談担当教員の配置 相談・援助を行った回数：10,576回 関わった不登校児童生徒878名のうち、475名 ・不登校児童生徒支援推進校の指定 不登校児童生徒支援推進校者数：1,574名 ・不登校児童生徒支援チームの設置 派遣回数：65回 ・LINEを活用したSNS相談 相談受付件数：2402件 ・千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイドの作成	A：ほぼ達成	・フリースクールに通っている児童生徒の出席扱いについて、学校や教育委員会によって意識の差があるため、積極的に行政機関がフリースクールと情報交換を行い、通っている児童生徒の様子や活動状況等を把握する必要がある。	・今後も今までの取組を継続して行うとともに、フリースクール等民間団体については、不登校で苦しんでいる児童生徒のために、学校や教育委員会が、積極的に関わり、さらに理解する必要がある。そのため、情報交換の良い機会である千葉県フリースクール等ネットワークとの情報交換会への参加を、教育事務所や市町村教育委員会の指導主事に投げかける。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

第2次千葉県自殺対策推進計画 進捗確認シート

計画における項目			計画における具体的な取組内容	担当部局等	担当課	再掲	現計画策定時（H30年度）からの取組内容	令和４年度 の取組内容及び実績	達成度	取組における課題	今後の取組方針	（参考）自殺総合対策大綱における重点施策
Ⅲ	6	学校問題に対する取組		不登校の子どもへの支援 ○早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図ります。	教育庁	子ども親のサポートセンター	教育相談事業（H30～R4）	電話相談、来所相談、FAX相談、Eメール相談、SNS相談の活用促進と相談対応の充実を通じ、子供や保護者の悩みを受け止め、適切に対応する体制を整えた。 ＜電話相談＞ 対象者：児童生徒・保護者・教職員等 相談件数：11,748件 実施期間：通年（24時間対応） ＜来所相談＞ 対象者：児童生徒・保護者 相談件数：6,551件 実施期間：通年 ＜FAX相談＞ 対象者：児童生徒・保護者 相談件数：1件 実施期間：通年 ＜Eメール相談＞ 対象者：児童生徒・保護者 相談件数：228件 実施期間：通年 ＜SNS相談＞ 対象者：中学生 相談件数：2,401件 実施期間：毎週火・木・日 18：00～22：00	A：ほぼ達成	相談者のニーズに応える相談体制を構築していくため、①子どもと親のサポートセンターの存在及び教育相談の各事業について、正しい認識を促進するための更なる周知、②学校や関係機関についての理解、連携の推進、③相談員の資質の維持・向上、④相談員の研修と研鑽の推進が課題として挙げられる。	引き続き、子供や保護者の悩みを受け止め、適切に対応していく。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	6	学校問題に対する取組		スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進 ○インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、ネットパトロールを実施します。また、子ども・若者に身近な市町村や学校等に対して、ネットパトロールの実施を働きかけ、地域全体で見守る体制づくりを推進します。	環境生活部	県民生活課	①ネットパトロールの実施 ②各市町村等が実施するネットパトロールの取組の支援 ③インターネットの適正利用に係る講演等の実施	①ネットパトロールの実施（約630校） ②各市町村等が実施するネットパトロールの取組の支援 ③インターネットの適正利用に係る講演等の実施（43回）	A：ほぼ達成	ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット被害等を未然に防止することが困難となっている。	引き続き効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルを未然に防止する体制づくりの推進に努める。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
Ⅲ	7	その他の問題に対する取組		性的マイノリティへの支援の充実 ○偏見や差別をなくし、性的マイノリティへの理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。	健康福祉部	健康福祉政策課	(1)人権ユニバーサル事業の実施 (2)ちば人権出前講座・人権問題講師紹介事業 (3)窓口で相談対応が想定される職員等の研修会の実施 (4)人権啓発指導者養成講座の実施	(1)人権ユニバーサル事業の実施・テーマ：性的少数者(1件) (2)ちば人権出前講座・人権問題講師紹介事業・テーマ：人権全般(19回) (3)窓口で相談対応が想定される職員等の研修会・多様な性を理解するための研修会(1回) (4)人権啓発指導者養成講座の実施・性的少数者に関する講座開催なし	A：ほぼ達成	(1)参加者アンケートにおいて、「もっと多くの人に参加してほしいし、知ってほしいと思った」等の意見がありました。 (2)社会情勢の変化に伴い、性的少数者に関する人権やインターネット上の人権侵害等の人権侵害について、新たな知見が求められています。 (3)参加者アンケートにおいて、「興味関心のある人しか研修を受けない可能性がある。もう少し短くしたものを全員が受講できるようにするとよい」等の意見がありました。 (4)参加者アンケートにおいて、「机の上の話ではなく、現場の生の声を伝えてくれる講師の話が聞きたい」等の意見がありました。	(1)人権ユニバーサル事業に関しては、実情に合わせて委託先を選定します。 (2)事業の周知をするとともに、多様化する研修会テーマに対応できるよう、講師の新規登録を進め、現場のニーズに合った講師を紹介できるようにします。 (3)研修会に関しては、実情に合わせた講師の選定や効果的な開催方法を検討します。 (4)人権啓発指導者養成講座に関しては、実情に合わせて委託先を選定します。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	7	その他の問題に対する取組		性的マイノリティへの支援の充実 ○性同一性障害等の子どもたちが、就学や修学に支障を来すことがないよう、学校への啓発や教員への研修を実施するとともに相談体制の充実を推進します。	教育庁	児童生徒安全課	公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の人権教育担当者、県立高等学校の管理職及び担当者、各市町村及び教育事務所担当指導主事、学校人権教育推進校担当者を対象に、「学校人権教育研究協議会」を開催し、学校人権教育の在り方について研究協議し、人権教育の全体的な推進を図る。	公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の人権教育担当者、県立高等学校の人権教育担当者、各市町村及び教育事務所担当指導主事、学校人権教育推進校担当者を対象に、「学校人権教育研究協議会」を開催し、学校人権教育の在り方について研究協議し、性的マイノリティの支援を含む人権教育の全体的な推進を図った。	A：ほぼ達成	当事者にとっては、他者に相談すること自体のハードルが高いため、「相談があれば支援する」のではなく、各学校現場において、常態的・先行的な支援体制を構築する意識を浸透させたい。	公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の管理職、県立高等学校の管理職、各市町村及び教育事務所担当指導主事、学校人権教育推進校担当者を対象に、「学校人権教育研究協議会」を開催し、学校人権教育の在り方について研究協議し、性的マイノリティの支援を含む人権教育の全体的な推進を図る。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立・公布を受けて、学校への効果的な周知や支援のあり方を検討し、実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	7	その他の問題に対する取組		多言語で対応する電話相談 ○県内在住の外国人が快適な生活を送ることができるよう電話相談を実施します。	総合企画部	国際課	県内在住の外国人からの在留資格などの出入国関連、就労、法律制度等に関する電話相談を実施。 平成30年度は4言語で電話相談を受付。令和元年度には対応言語を13言語に拡大。 相談件数：平成30年度1,026件、令和元年度1,223件、令和2年度1,639件、令和3年度1,373件。	在住外国人からの生活全般の相談に対応するため、多言語での相談事業を実施。対応言語：13言語。令和4年度実績1,539件。	A：ほぼ達成	自殺を含めて心の悩みに係る相談には専門性が必要となる。	支援を求める外国人に対し適切な窓口を紹介できるよう、精神医療機関等の情報を整理し、必要に応じて医療機関と意見交換を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	7	その他の問題に対する取組		性犯罪・性暴力被害者への支援 ○性犯罪・性暴力被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするため、電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談等の支援を行います。	環境生活部	くらし安全推進課	(1)性犯罪・性暴力被害者への支援を行う2団体に対し、補助金を交付 (2)関係機関との連携を強化するために、協議会、ケース会議、医療従事者連絡会を実施 (3)「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を周知するための広報啓発物を作成 (4)県内高校生を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を実施	・事業費助成を行っているワンストップ支援センター「特定非営利活動法人 千葉県暴力被害支援センター」と「公益社団法人 千葉県犯罪被害者支援センター」と連携し、性犯罪等被害者に対し、医療支援や法律相談等、総合的な支援を実施した。 ・ワンストップ支援センターの連携医療機関を6病院から10病院に拡充し、支援体制の強化を図った。 ・協議会及びケース会議、医療従事者連絡会を開催し、関係機関との連携強化に努めた。 ・県内の3か所の高校において、「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を実施した。	A：ほぼ達成	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」に寄せられる性犯罪・性暴力の相談件数は年々増加傾向にあり、適切な支援が迅速につながるができるよう、ワンストップ支援センターの体制・機能面の強化が求められている。	・県警や関係機関等と連携し、ワンストップ支援センターの周知を行う。 ・協議会及びケース会議、医療従事者連絡会において支援体制の充実等について協議し、ワンストップ支援センターの体制、機能の強化を推進する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
Ⅲ	7	その他の問題に対する取組		交通事故被害者等への支援 ○交通事故被害者等を支援するため、交通事故相談や交通事故被害者等に対する情報提供の充実を図り、その心情に配慮した対策を推進します。	環境生活部	くらし安全推進課	○交通事故相談（H30～R3） 事故にあわれた方々の救済を図るため、交通事故相談所を設置し、相談員による交通事故相談を実施。 ○交通通児に激励品を贈呈（H30～R3） JA共済交通通児育英資金をもとに、千葉県内の小中学校等に通学する交通通児へ激励品を贈呈。	交通事故被害者等の救済対策として交通事故相談所を県内3か所に設置し、専任の相談員10名で対応した。また、心の相談員1名を配置し、心のケアが必要な事案への対応も図っている。令和4年度は1,620件の相談を受けた。 また、JA共済交通通児育英資金をもとに、千葉県内の小中学校等に通学する交通通児に対し、3月に激励品を贈呈した。	A：ほぼ達成	千葉県下における令和4年の交通事故は、発生件数13,223件（前年比311件の減）、死者数124人（前年比3人の増）、負傷者数15,839人（前年比268人の減）で、いまだ多くの方々が事故にあわれている。こうした交通事故の被害者等の相談に応じるとともに、被害者の救済に寄与する必要がある。	交通事故被害者等の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するため、交通事故被害者等の心情に配慮したきめ細かい相談業務や心のケア対策を実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる